平成23年度租研会員の税制改正意見集

平成22年10月

社团 日本租税研究協会

はしがき

本冊子は、本年8月に、(社)日本租税研究協会における会員各位の平成23年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意 見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、全てそのまま掲載してあります。

なお、平成23年度税制改正に向けての他日本租税研究協会としての意見については平成22年9月3日 「税制に関する租研意見」を既に表明しております。

平成22年10月

社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法 人 税

	1. 法人税法	
(1)	実効税率の引下げ	1
(2)	課税ベースの拡大	3
(3)	受取配当等の益金不算入	3
(4)	役員給与	4
(5)	減価償却制度	5
(6)	リース税制	6
(7)	租税法規定と会計基準の乖離調整	
(8)	評価損の損金算入	
(9)	引当金	-
(10)	金銭債権の貸倒基準の明確化緩和	
(11)	寄付金	
(12)	欠損金繰越期限の延長繰戻還付制度の拡充	
(13)	特別法人税の廃止	_
(14)	その他	…14
	2. グループ法人税制(組織再編成、再建支援等)	
(1)	特定支配関係の判定	15
(2)	祖織再編成取引に係る判定要件、計算規定、評価方法等の規定整備要件緩和	
(3)	・	17
(4)	外国の事業体が組織再編を行う場合、又は、外国の事業体が減資等を行う場合の日本の税務上の取扱規定	1,
/	の整備	18
(5)	・中小企業特例の適用判定基準の見直し	
(6)	企業再建支援	
	3. 連結納税	
(1)	連結納税制度全般	
(2)	適用対象の見直し	
(3)	子会社欠損金取扱いの見直し	
(4)	時価評価	
	申告期限等の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	その他	21
	4. 租税特別措置法(法人税関連)	
(1)	研究開発税制	21
(2)	交際費	
(3)	情報基盤強化税制	

	特定資産の買換特例	
	SPE	
	土地譲渡益課税(土地重課)の廃止	
(7)	その他	26
	5. 国際課税	
	移転価格税制	
	外国税額控除制度	
	タックスヘイブン対策税制	
	外国子会社配当益金不算入	
(5)	租税条約	36
	Ⅱ 所 得 税	
	II //	
(1)	給与所得関係	39
(2)	居住用財産の買換特例	39
(3)		39
(4)	税額控除の拡充等	39
(5)		
(6)		
(7)		
(8)	その他	48
	Ⅲ 相続税・贈与税等	
(1)	相続税贈与税一般	50
	事業承継税制(対象範囲の拡大)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	于·朱子MET/几即1(A)参平6四×7.1公人)	30
	IV 消 費 税	
(1)	消費税全般の改正	
(2)		
(3)		
	仮決算に基づく中間申告する際の申告の簡素化	
(5)	仕入税額控除課税売上割合の見直し	52
	組織再編制に係る消費税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7)	インボイス方式の導入への反対	53
	ひ、その他の国報	
	V その他の国税	
(1)	印紙税の廃止	54
(2)		
(3)		
(4)	地価税の廃止	

地方税の部

I 地方税全般

	地方税制度全般
	法定外税
(3)	その他・・・・・・・59
	The Alle Ave
	Ⅱ 事 業 税
(1)	外形標準課税の廃止簡素化
(1) (2)	外形標準課税の発止間案化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	課税標準の見直し
(3)	が优保中の元担し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ⅲ 事業所税
	血争术////////////////////////////////////
(1)	事業所税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	みなし共同課税の廃止·······64
	Ⅳ 固定資産税
(1)	償却資産に対する固定資産税課税
(2)	評価水準方法の見直し
	A A B A A A A A A A A A A A A A A A A A
	V 不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税
(4)	
(1)	不動産取得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	不動産取得税······69 特別土地保有税·····69
(2) (3)	不動産取得税····································
(2) (3)	不動産取得税······69 特別土地保有税·····69
(2) (3)	不動産取得税····································
(2) (3)	不動産取得税 69 特別土地保有税 69 都市計画税 70 その他の部 I 環境・エネルギー税制 環境税導入反対 71
(2) (3)	不動産取得税 69 特別土地保有税 69 都市計画税 70 での他の部 I 環境・エネルギー税制
(2) (3)	不動産取得税 69 特別土地保有税 69 都市計画税 70 その他の部 I 環境・エネルギー税制 環境税導入反対 71 環境負荷削減へのインセンティブ 72
(2) (3)	不動産取得税 69 特別土地保有税 69 都市計画税 70 その他の部 I 環境・エネルギー税制 環境税導入反対 71
(2) (3)	不動産取得税 69 特別土地保有税 69 都市計画税 70 その他の部 I 環境・エネルギー税制 環境税導入反対 71 環境負荷削減へのインセンティブ 72

(2)	船舶税制(トン数標準税制)・・・・・・75
	Ⅲ 納税環境の整備
(1)	「更正の請求」の期限延長
	年末調整の見直し
,	電子申告電子帳簿保存
	宥恕規定の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
(5)	税務調査の効率化透明化の向上77

国税の部

I 法 人 税

1. 法人税法

(1) 実効税率の引下げ

【理由】

- 諸外国の税率引き下げにより低下している企業の国際競争力を回復するために法人実効税率の引き下げを お願いしたい。
- 国際的な競争力維持及び海外からの対日投資を促進するためにも法人実効税率を10%程度引き下げるべきである。
- 国と地方を合わせたわが国の法人実効税率は、諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の引き下げは非常に有効である。ついては是非とも引き下げていただきたい。
- 近年、世界各国で法人実効税率が次々と引き下げられる中、わが国の法人実効税率は高水準のままで、その差はますます広がる傾向にあります。

特に欧州やアジア諸国との法人実効税率の差は、グローバル市場での激しい競争に晒される企業にとって、大きなハンディキャップとなっており、諸外国と対等の条件で競争できるように、地方税を含む法人実効税率を25%程度に引き下げ、わが国企業の国際競争力の強化を図ることを要望いたします。

法人実効税率の引き下げにより、わが国企業の国際競争力の強化、国内への投資を促進することによる雇用の確保、海外からの直接投資を促進する効果等により、わが国の景気回復に繋がることが期待されます。

- 法人実効税率の引き下げによって内需拡大・経済社会の活性化を図ることが可能となります。 ただし、課税ベースの拡大策として検討される租税特別措置法の抜本的見直しについては、法人税率の引き下げによる経済効果を減殺するため慎重に検討する必要があり、特に原子力関係準備金など、真に必要な施策については恒久的に手当てし、国の政策との整合を図る必要があります。
- 法人税率の引下げ競争が進む諸外国に比べ、法人実効税率が高止まりしていること及び企業の国際競争力 強化・対内直接投資の促進等の観点から、法人実効税率の引下げが必要と考える。
- わが国の法人実効税率は約40%と世界で最も高い水準にあり、また、諸外国においては法人実効税率の引き下げが行われており、激しい国際競争の中、所得課税面での不利な状況は経営上の重大な問題となっている。

法人実効税率については、近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、少なくとも欧州並みの30%程度への引き下げが早急に実施されるべきである。

- 租税特別措置法の見直し(特に都市ガス業界は、既にエネ革税制の対象から地下タンクや卸導管が除かれた)により課税ベースが拡大することから、その見合いとして、また、経済の活性化、産業の空洞化防止の観点から、法人実効税率の引き下げを要望します。
- 競合するアジア諸国や欧州各国との比較において、依然高水準にある我が国の法人実効税率につき、国際 競争力確保のために一段の引下げを要望する。
- 国際比較の観点から。
- 国際的イコールフッティングの観点から。
- 租特法の見直し(透明化→縮減の方向性)により課税ベースの拡大が見込まれることから、その見合いとして、また国際的イコール・フィッティングの観点からも、法人税率の引き下げを要望したい。

- 諸外国においては法人実効税率の引下げを行い自国の競争力を高めているのに対して、わが国の法人実効税率は約40%と世界で最も高い水準に止まり、わが国企業にとって極めて不利な状況となっており、国際競争力の観点から看過しがたい格差が生じている。
- 法人実効税率については、経済活性化や雇用水準の確保といった観点からも競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、第一歩として欧州並みの30%を目途とした引下げを早急に実施すべきである。
- 税収に占める法人負担の割合を見ると我が国の法人負担割合は諸外国と比し高い。法人の所得に対する税率の引き下げを行ない本邦の国際競争力を向上させなければならない。
- 諸外国と比べ高い。国際競争力を確保するた。
- 国際競争力の確保、外資誘致を通じた国内経済活性化を図り、その中で雇用拡大等を進める観点からも法 人実効税率の引下げは不可欠。
- 諸外国では、自国企業の国際競争力強化、海外企業の誘致等を目的とした法人税率の引下げ競争が起きている状況にあり、我が国の法人実効税率が諸外国に比べ高止まりした状況が続けば、国内産業のさらなる空洞化が雇用の減少につながり、国民生活の基盤が大きく揺らぐことになる。
- 世界各国では、企業活動の活性化のために法人税率の引き下げが進められている。今後、我が国企業の競争力の強化のためには、諸外国との税率格差の是正を実現させるべきである。
 - 一方で、実効税率引き下げによる税収減を補うため、課税ベースの見直しとして、バックエンド準備金や減価償却制度の見直し等、電力に影響の大きい制度変更が検討される場合には、これらの見直しに反対していく。
- 国際競争力の確保の観点から、国際水準への引き下げが必要。
- 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- 税理士法人等のレポートを見ると世界の平均法人税率(実効税率)は25%程度であり、アジア各国になるとさらに25%を下回っており、研究開発の税額控除を加味しても日本の法人税率の高さは際立っている。更なる税率引き下げが多くの国で検討されており日本の税率はより際立つことになる。この状態では、国内企業の海外製造は加速し、国外企業の進出も期待することは困難である。

国内での雇用を創出するためにも、国内企業の国内製造の維持・拡大や国外企業の誘致を促進することが不可欠であり、早急に法人実効税率を15%以上引下げる必要がある。アジア各国に比較すると、日本政府の対応は非常に遅いので、迅速に政策を打ち出すことも必要である。

- 企業の国際競争力確保並びに外国企業の国内投資促進の観点から
- 日本に拠点を置く企業の競争力が高い税コストのため阻害されている。また、グローバル市場における課税の中立を図るためにも国際協調によるイコールフッティングが望ましい。
- 我が国企業の国際競争力の確保のみならず外国からの日本への投資受け入れ促進の観点からも「40%」の 実効税率では高過ぎる。
- 景気変動に左右されやすい不安定な財源である法人所得に対する税を地方税の財源とするのは好ましくない。
- 我が国の国際競争力を高めるため、また、海外からの直接投資を引き出すためにも、法人実効税率の更なる引き下げを要望する。
- わが国の法人実効税率は、数回の引き下げに拘わらず、いまだ40%の水準と、EU諸国30%前後、アジア諸国25%以下であるのと比べると10~15%程度高く、わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとしていくために、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げる必要がある。

経済のグローバル化が進む中で、極めて厳しい経営環境に置かれている日本の製紙産業が、諸外国企業と同一条件で競争できるよう、法人実効税率を引き下げてほしい。当業界の事業所は全国各地に展開しており、都道府県によっては産業に占める出荷額の割合は大きく、当該企業経営の地域経済に及ぼす影響は多大である。

• 法人税等の実効税率は OECD 加盟諸国平均で26.3%、アジア太平洋諸国平均で27.9%である(2009/10 KPMG 調べ)。

日本企業の国際競争力確保の観点から、地方税を含めた法人税等の実効税率を早期に国際水準へ引き下げることを強く要望する。

• 近年、世界各国で法人実効税率が次々と引き下げられる中、わが国の法人実効税率は高水準のままで、その差はますます広がる傾向にあります。特に欧州やアジア諸国との法人実効税率の差は、グローバル市場での激しい競争に晒される企業にとって、大きなハンディキャップとなっており、諸外国と対等の条件で競争できるように、地方税を含む法人実効税率を25%程度に引き下げ、わが国企業の国際競争力の強化を図ることを要望いたします。

(2) 課税ベースの拡大

【理由】

• 課税ベースの拡充については、政策効果のない租特の見直しは必要であるが、減価償却制度あるいは研究 開発減税制度については慎重な検討を要望する。

(3) 受取配当等の益金不算入

①益金不算入割合の引上げ

- 二重課税の排除という本来の制度目的が果たされていない。
- 二重課税の排除
- 二重課税排除の観点から、連結法人株式等及び関係法人株式等以外からの受取配当についての50%縮減措置を廃止していただきたい。
- 受取配当金の益金不算入制度を見直すことにより、二重課税を是正し、企業の国際競争力の強化を図ることができます。また、企業の株式保有における不利な取り扱いを是正することにより、企業の株式保有を促し、金融市場を活性化させる効果が期待できます。
- 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすべきである。
- 関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とし、また、関係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきと考える。
- 課税済みの受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。
- 二重課税防止の観点から
- 法人間の受取配当金は現在益金不算入割合が50%となってるが、これは連結納税制度創設に伴う財源措置を目的として80%から引き下げられたものである。配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から益金不算入とすべきである。
- 現状の制度では連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式にかかる配当等の50%は二重課税となっている。
 - 二重課税排除の観点から、また、国際競争力を高めるため、益金不算入割合を100%とすることを要望する。
- 法人が所有する株式等に係る受取配当等は既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、 同一所得に対する二重課税の排除を徹底するため。
- 国内の関係法人株式等以外の配当については益金不算入額が50%に制限され、国外の外国子会社以外の配当については全額益金算入され、外国子会社からの配当についても益金算入額が95%に制限されていることから、二重課税の問題が生じている。
- 二重課税は法人に過度の税負担を生じさせるのみならず、最終的な受益者である個人株主への配当原資を減少させることとなるため、国外を含めた全ての株式に係る配当につき100%の益金不算入を認めるべきである。
- 受取配当等の益金不算入制度は、確立した税理論に基づく「二重課税の排除」を目的とした制度であり、 益金不算入割合100%というのが本来あるべき姿である。このような二重課税排除の仕組みは諸外国におい

ても広く導入されている。

然るに、平成14年度税制改正において、連結納税制度創設に伴う財源措置の一つである「受取配当等の益金不算入制度」の縮減により、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。

こうした取扱いは国際的にも競争力低下を招くものであり、「二重課税の排除」という税理論に反するものである。また、株式市場の健全な発展に少なからずマイナスの影響を与えるおそれがあり、企業が株式を保有するインセンティブを低下させるものである。

従って、「二重課税の排除」という税理論の確立及び国際競争力確保の観点から、受取配当の益金不算入割合の引上げは必要不可欠である。

- 株式配当はすでに配当済みであるから、受取配当に対する課税は二重課税であり、認められるべきではない。
- 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成14年度改正の内容 はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税 を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきで ある。
- 連結納税制度導入による税収減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等(出資比率25%未満)に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれる。

②負債利子控除の改正

【理由】

- 受取配当等の益金不算入の計算における負債利子控除は全廃して頂きたい。法人が所有する株式等に係る 受取配当等は既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の 排除を徹底するため。
- 現行法による負債利子の計算は、非常に複雑なものとなっており、多大な事務作業負担が発生しているため、外国子会社配当益金不算入制度のように一定率による益金不算入を認めて頂きたい。
- 配当金を受け取った法人側で益金課税されることは法人税の二重課税と言えるが、平成14年度改正の内容 はその益金不算入の限度額を引き下げるものであり、二重課税による税負担が増大している。この二重課税 を排除すべく、特定利子負債控除の復活及び益金不算入割合を引き上げて従来通りのレベルまで戻すべきで ある。

(4) 役員給与

①損金参入要件の緩和

【理 由】

- いわゆる役員賞与については、平成18年度税制改正で税務上も損金算入が可能となりましたが、「利益連動給与」「事前確定届出給与」とも適用要件が厳しく、制度導入を見送る企業が多いのが現状です。企業が制度を有効活用できるように、損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。適用要件の緩和等により、企業の実情にあった運営が行えるようになります。
- 会計上で役員賞与の費用処理が強制された背景(役員賞与も役員報酬と同様に職務執行の対価)も踏まえ、 税務上も役員給与(賞与に相当する部分)の損金算入要件の緩和を要望する。少なくとも上場会社において 株主総会決議を経て支給される役員賞与については支給金額の客観性も担保されていると考えられるため、 損金算入要件の大幅な緩和を要望する。

②事前確定届出給与と出向

基本通達9-2-46は、出向と定期同額給与の関係について①株主総会決議要件 ②出向契約要件の 二つ

の要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすること。

【理由】

• 基本通達 9 - 2 - 46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。基本通達 9 - 2 - 46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

③制度の簡素化による損金要件の明確化

【理由】

- ほとんどの場合実質的に給与として損金とされるべき内容であるが、明確で簡素な制度とすることにより 実務的な混乱を防止する
- ④ストックオプションの税務上の取り扱いの明確化

【理由】

親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にすること(なお、親会社は外国法人である場合を含む。)親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いが明確でなく判断に苦慮している。

(5) 減価償却制度

①法定耐用区分の変更

【理由】

- 耐用年数区分の大くくり化 (機械装置以外) 実務上の効率化 (曖昧さの排除)
- 平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有 形減価償却資産(建物等)に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図っていただく よう要望いたします。また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備(「事業用燃料 電池発電装置」等)には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明 確化していただくよう要望いたします。事業の実態に合わせた耐用年数の見直しと簡素化・明確化により、 企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進を図ることができます。
- 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。 建物についても同様の改正をお願いしたい。

②法定耐用年数の改正

- 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフトの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。
- 現在、日本の成長分野である産業用ロボットについては、国際競争力強化のために更なる設備投資が求められるが、平成20年度税制改正により、産業用ロボットについては大括化により年数延長となった。これについて耐用年数の大幅な短縮をお願いしたい。
- ③少額減価償却資産・一括償却資産の改正(損金算入限度額の引上げ、基準の統一、一括償却資産制度の廃止等)

【理由】

- 現在、10万円以上の減価償却資産を取得した場合には、資産計上して毎期減価償却を行なうこととなっているが、300万円の上限撤廃の上、この基準を30万円まで引き上げる。中小企業等については、すでに(暫定的ではあるが)30万円未満の減価償却資産は一時償却可能となっている。事務の簡素化のため(中小企業以外の企業なら尚更)、法人全てについて、基準を引き上げるべきである。
- 経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円未満から、30 万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。企業の情報機器導入の増加によって課税対象件数が増え、企業の管理コストが膨らむ要因となっていますが、本件の見直しにより企業の管理コストの軽減が図られます。また、本件により少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されます。
- 損金算入制度の取得価額基準:10万円未満
- 3年間の均等償却の取得価額基準:20万円未満
- 中小企業者の損金算入制度:30万円未満(平成22年3月まで、年間300万円を限度) 以上のように要件が複雑になっており、グループ会社内に「中小企業者」がある場合、グループ会社の連 結管理、共通利用するシステム開発など事務的、コスト的に負担が大きいので、取得価額基準を20万円に統 ーする。
- IT 機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げすべきである。
- 簡素化の観点から
- 経理処理の簡素化
- 少額減価償却資産の取得価額基準については、景気低迷による税収不足を理由として平成10年度改正において20万円から10万円への引下げ及び一括償却制度の創設が行われたが、これら一括償却資産の管理に強いられる多大な事務負担及びコストが企業活動の足枷となっている。
- ・H20税制改正で減価償却資産の区分簡素化・耐用年数見直しがなされたが、10万円以上20万円未満の一括 償却資産については、中小企業等の特例を除き、原則3年間で損金算入する必要がある。事務処理の簡素化 の観点から、一括償却資産についても、一括損金算入化を認めるべきと考える。
- 取得価額が20万円未満のものであり、少額減価償却資産として損金算入を認めるべきである。 また、税務固有の取り扱いであり、事務負担が大きい。

(6) リース税制

①税制とリース会計基準との取扱い調和

【理由】

- 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き(償 却期間、償却方法等)が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、 申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続きを統一化させることが必要と考える。
- リース取引に関する処理の明確化/簡素化のため。
- ②リース資産の付随費用の損金化

【理 由】

- 事務用機器等のリース資産の付随費用(運搬費用、据付費、設定費)については、概ね小額であると想定されるため、実務負担削減等の観点から、一時の損金として処理することを許容する必要があると考える。
- ③再リース取引の取扱いの明確化

【理由】

• リース取引に関する処理の明確化/簡素化のため。

(7) 租税法規定と会計基準の乖離調整(IFRS への対応も含む。)

①乖離調整

【理由】

- 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税と会社法との不可分の関係が生ずる。一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にある。上記を踏まえ、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要があると考える。
- 連結先行の考えに基づいて国際会計基準とのコンバージェンスが進められていますが、国際的要請は連結のみが対象になっております。わが国の会計においては、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響を回避すべきであります。

一方で、コンバージェンスにより会計基準と法人税法の乖離はますます拡大すると予想されており、会計 基準の変更が課税ベースの拡大に繋がる可能性が危惧されております。研究開発促進や設備投資促進の目的 を損なわないために、会計基準変更による税への影響を回避できるように、以下のような税制上の措置を要 望いたします。

- ①減価償却費の損金経理要件の廃止
- ②試験研究費の発生時の損金算入
- ③減損損失の損金算入
- ④資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入国際会計基準とのコンバージェンスが推進される中で、会計基準の変更が新たな課税負担に繋がらないようにする必要があります。これによって、研究開発促進・設備投資促進を目的とした税制措置の効果を確実なものとし、企業の国際競争力の維持・向上への効果が期待されます。
- 国際会計基準の適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- 国際会計基準の適用においては、会計上の利益が現状に対して大きく変化することが考えられるが、税制上の整備を遅滞なく十全に行うことで税務と会計の乖離及び実務上の煩雑さを最小限にとどめていただきたい。
- IFRS 適用が差し迫る中、こと固定資産に関してはその波がいち早く押し寄せている。減損会計、資産除去債務、減価償却方法の定期的見直し等、資産の在り方がこれまで以上に将来キャッシュフローと紐付けられており、今後一層の税財不一致が拡大し、ダブルスタンダード化による実務の煩雑化が予想される。確定決算主義を標榜する限り、企業実態に照らして処理された費用の損金算入枠を拡大し、償却方法等の変更にも柔軟に対応できるべく制度を見直すべきである。
- 申告調整手続きの煩雑化回避のため。
- 国際会計基準が世界の主流な会計基準となりつつある動きに合わせ、日本においても国際会計基準に日本 基準を合わせるコンバージェンス作業が行われているが、その度に企業は会計基準の変更を余儀なくされ、 その対応に苦慮しており、さらに企業会計と法人税法の乖離も拡大していることにより企業の事務負担は増 大している。
- 昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を 財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務関係と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討

頂きたい。

- 企業への影響が大きいため
- 資産除去債務等、会計基準の変更が予定される中、税制上の取り扱いについて迅速な対応を行っていただ きたい。
- 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる 税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特 に賞与引当金及び退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上さ れるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。
- 簡素化の観点から

②減価償却費の損金経理要件の廃止

【理由】

- 国際的な企業会計基準と同様に、日本の会計基準も純会計的な方向へ進みつつある。今後は国際的に孤立 しないためにも更にその方向で進むであろう。減価償却費に関する税制改正が行われても、損金経理要件が ある限りはその効果は実効性を伴ったものとはならない。(仮に税制改正により法定耐用年数の短縮が行わ れても、会計上の使用見積年数に違いは無い。従って損金経理できる金額に違いは無く、税制改正の効果は 出ない。)いつまでも会計に縛られていては会計と税が分離している国の企業と互角に競争していくことが 困難。
- 理由不記載
- 減価償却費等について損金経理(含む積立金方式。以下同じ。)要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になるなど煩雑な申告調整実務を強いられている。

現在の法人税法は会社法における確定決算に基づき課税所得を算出する構造となっているが、会社法における確定決算はあくまで債権者保護の思想によって行なわれるものである。一方法人税法の目的は課税所得の算出であるから、会社法の決算結果に拠らずとも、確定申告書によって正確な課税所得の計算は可能である。償却費などの内部計算に基づく費用の損金算入についても、会社法に基づく決算によって法人の意思を表現しなくとも、確定申告書にて表現することで課税上の弊害は生じないはずである。

IFRS 導入に向けた動きや、税制改正による課税ベースの拡大等により会計と税務の乖離が進んでいる状況を鑑み、企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、損金経理要件の廃止を要望する。

- 非上場有価証券評価損の税務上の損金経理要件の緩和(企業会計ルールへの近接化) 企業会計は積極的な減損処理が求められているが、税務上損金として認められない場合は、その処理を躊 躇する要因となるか、多大な繰税金資産を抱えるかのいずれかとなる。税務要件の緩和(企業会計ルールへ の近接化)が重要である。
- 企業会計と税務会計の乖離が大きく、公正な担税力の判定において、また実務の煩雑さにおいて問題なしとしないので、有価証券の評価損については、企業会計と税務会計の乖離が大きく、公正な担税力の判定において、また実務の煩雑さにおいて問題なしとしないので、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産(有価証券)についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること

③研究開発費用関連の IFRS への対応

- 納税実務に多大な負担のため、研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については、会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。
- 会計基準のコンバージェンスの進展に伴い、仮に我が国の研究開発費に係る会計基準が変更され、一定の 要件を満たす開発費について、会計上無形固定資産計上が強制適用されることとなった場合において、以下

のとおり税制上の措置を講じる。

- 税制上は従前の通り、発生時損金処理を継続することを要望する。その際、会計上無形固定資産計上したものについての税務上の一括損金算入を認容するために、当該開発費に関しては損金経理要件の特例を税法で措置することも合わせて要望する。税制上、開発費の発生時損金処理が措置されないと、税務調査等国税当局の執行の現場において、無形資産計上の範囲が拡大解釈されるリスクが高い。また、租税特別措置法に基づく試験研究費の税額控除制度においても、会計処理にかかわらず税額控除対象試験研究費の額は従前の通り発生ベースで集計することを認める旨を条文上で明記することも要望する。一種の投資減税策である「試験研究費の税額控除」の対象となる試験研究費が会計処理の違い、資産計上か発生時費用処理かで異なる結果となるのは、政策減税の趣旨に反するため、税制上は会計処理にかかわりなく現状どおり発生ベースで試験研究費を認識・測定すべきである。
- 開発費資産化に連動した新たな研究開発投資減税の創設

IFRS において、一定の開発費は資産計上される等の状況が生じることから、課税ベースの拡大を抑制し、企業の投資を促進する観点から、新たな研究開発投資減税を創設する等、IFRS 導入に即した税制上の措置が必要と考える。

(8) 評価損の損金算入

①有価証券の評価損の損金経理要件の緩和

【理 由】

- 非上場有価証券評価損の税務上の損金経理要件の緩和(企業会計ルールへの近接化) 企業会計は積極的な減損処理が求められているが、税務上損金として認められない場合は、その処理を躊 躇する要因となるか、多大な繰税金資産を抱えるかのいずれかとなる。税務要件の緩和(企業会計ルールへ の近接化)が重要である。
- 時価が簿価を大幅に下回っていることが明らかな非上場有価証券について計上した評価損については、損金算入が認められるべきであるが、現実には通達等の解釈、事実認定等、当局側の対応・取り扱いが必ずしも明確化されておらず、結果的に納税者側が過大なリスクを負っている(結果として、事実上損金算入を行えない環境が醸成されている)。上場有価証券評価損についての取り扱いは明瞭化されたことから、非上場有価証券についても同様の明瞭化が図られるべきである。
- 企業会計と税務会計の乖離が大きく、公正な担税力の判定において、また実務の煩雑さにおいて問題なしとしないので、有価証券の評価損については、企業会計と税務会計の乖離が大きく、公正な担税力の判定において、また実務の煩雑さにおいて問題なしとしないので、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産(有価証券)についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること

②固定資産の評価損・減損損失

【理由】

- 減損会計の導入につき、企業の競争力強化の観点から、監査にて適正と認められた会計上の減損損失については、税務上も認めるべきである。
- 時価が簿価を大きく下回っている事業用資産で会計上評価損失を計上した場合でも、税務上の損金算入は 災害等による実質的な損傷がある場合に限定されているが、2005年度からの減損会計完全実施による固定資 産の評価減にあわせ、税務も損金算入要件を緩和し、会計制度との整合性を図るべきである。

(9) 引当金

①工事損失引当金の損金算入

【理由】

• 工事契約に関する会計基準が変更され、それに合わせて平成20年度の税制改正が行われたが、会計基準に

規定されている工事損失引当金のみが税制上の措置が講じられておらず、税務と会計のイコールフッティングの観点から問題がある。

• 工事契約に関する会計基準の変更に伴い、平成20年度税制改正において、工事進行基準の取扱が変更されたが、会計基準で定める工事損失引当金だけが税務上の所要の措置が講じられていない。

②外国政府等に対する債権に関する引当金計上

【理由】

- 外国政府などに対して有する特定海外債権につき、債権金額そのものの引当金計上を認めること。
- 外国政府等に対して有する債権について繰り入れた個別貸倒引当金については、令96①四「外国政府等の履行遅滞等」の要件を満たす場合には債権額の50%の無税繰入が認められる。しかし当該債権につき債権国・債務国の政府間協議に基づくリスケジューリングが行われ以後の弁済計画が決定した場合には、令96①四に掲げる「弁済を受けることが著しく困難」な場合には該当しないとされ、かつ、外国政府等という債務者の性質から令96①一(二)・規25の2の更正計画認可の決定等に準ずる事由の規定も適用されないため、一転して全額有税繰入を強いられることになる。このような債権は政府間協議に基づくリスケジューリングが行われた場合であっても依然として回収可能性が高いとは言えず、また弁済についても長期間に及ぶことが見込まれるため、令96①一に規定する内国法人の長期繰延債権と同様の取扱いを要望する。

③個別評価貸倒引当金の損金算入条件の緩和

【理由】

- 破産更生債務等の不良債権の回収率は10%にも満たない現状を踏まえ、個別貸倒引当金のうち、原行の繰入率50%→90%に引き上げていただきたい。
- 理由不記載
- わが国金融界は長年の懸案であった不良債権問題から脱却したものの、その過程においては、貸倒れに係る財務上と税務上の取扱いの差異や繰越欠損金などによって、多額の繰延税金資産が発生し、その資産としての脆弱性が問題視されるという状況が生じた。世界経済が調整局面から改善を続けるなか、わが国経済の持続的回復・成長に資する金融システムを構築するうえで、不良債権問題の再発防止や自己資本の強化等の観点から繰延税金資産の発生・解消にかかわる課題はあらかじめ解決しておく必要がある。そのためには、金融機関が実施している自己査定等にもとづく財務上の償却・引当を税務上も幅広く認めるなど、貸倒れに係る企業会計と税務上の取扱いの差異はできる限り縮小させていくことが望ましい。少なくとも、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲や実務上の取扱い等について、債権毀損の実情に応じたものとする観点から見直すことが重要である。このような状況を踏まえ、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引き上げるなど、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

(10) 金銭債権の貸倒基準の明確化・緩和

【理由】

- 金銭債権の貸倒計上時期について、基本通達で判断した場合にその計上が数年不確定な状況に置かれる事があり、いつ確定させるべきか判断ができない場合がある。適用要件を明確にした上で、基本通達ではなく法令において明確化が必要と考える。
- 同時に、繰越欠損金の控除期限は7年であるところ、10年まで延長する。

また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止する。各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること、特に、自己査定直接償却(Ⅳ分類債権に対する財務上の直接償却)がなされた債権を、同額、同じタイミングで無

税直接償却することを要望する。また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

(11) 寄付金

①損金算入限度額の拡大

【理由】

- 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。
- 特定公益増進法人については、平成20年度改正で見直されましたが、ベンチャー企業の育成支援や企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するために、一般寄附金についても同様の見直しを要望いたします。 寄附金の損金算入限度額を拡大することで、企業のさらなる社会貢献促進を図ることができます。
- 損金算入限度額の拡大
- 現行の(所得×2.5%+資本等×0.25%)×1/2
- (所得×5.0%+資本等×0.50%) ×1/2へ倍増することで、ベンチャー企業への支援や政府の目が行き渡らない公的な社会貢献を企業がやり易くなる。

(12) 欠損金繰越期限の延長・繰戻還付制度の拡充

①欠損金の繰越し期限の延長・繰戻還付制度の拡充

【理由】

• 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。特に、景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除について十分な繰越期間を設ける必要がある。しかしながら、繰越控除制度については、その期間が7年とされ、欧米主要国との比較において、明らかに見劣りする。また、繰戻還付制度については、平成21年度改正において凍結が一部解除されたものの、対象が中小企業等に限定されているほか、繰戻期間が1年とされていることから、十分な措置が講じられているとは言い難い。

したがって、欠損金の繰越期間(現行7年間)を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間(現行1年間)を少なくとも2年に延長すること、なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすること、をあわせて要望する。

- 欠損金の繰越控除期間の扱いについては、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっており、米国並みの 20年に延長することを要望いたします。繰戻還付については、本来の税制の取り扱いに戻すべきで、米国は 2年であり、諸外国でも繰戻を認めているケースが多いので、国際的イコールフッティングの観点から繰戻 期間延長を要望いたします。
- 現行制度では繰越期間は7年間、繰戻期間は1年間(現在は適用停止)に限定されており、必ずしも十分 な期間が確保されているとはいえないため。
- 継続企業を前提として一時的な損失計上はやむを得ないところであり、欠損法人の早期黒字化を促進することが税収の安定化に直結する。また、繰越可能期間については、欧米諸外国に比して期間があまりにも短い。
- 諸外国では欠損金の繰越控除を長期又は無期限で認めている国が主流であり、国際競争上の条件を整備し、 企業の国際競争力を確保する。
- 企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から将来を見据えた経営を行う上で非常に重要である。現行法人税制における欠損金の扱いは繰越控除期間が7年間、繰戻還付が本則で1年間に限り認められているが、大企業の繰戻還付は平成4年以降不適用措置が継続されている。
- ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われているが、課税所得は人為的に設けられた期間(事業年度)で算出されるため、欠損金について他の事業年度の所得と通算するのが妥当である。

しかし、現行制度では繰越控除期間が7年にとどまっており、中小企業者等以外の法人については繰戻還付は停止されている。法人税負担の合理化及び国際競争力強化の観点から、無制限の繰越控除を認めるべきであり、少なくとも米国並みに繰越控除期間を20年とすべきである。又、繰戻還付制度についても復活させ、米国並みに2年間の繰戻還付を認めるべきである。

- 平成22年度税制改正により平成24年3月31日まで延長されることとなった、欠損金の繰戻し還付の不適用措置について早急な解除を希望する。
- 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保しわが国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化をお願いしたい。
- 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフッティングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。
- 課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃するべきであり、またその上で、 繰戻期間の延長が必要である。
- 法人の業績は人為的に区切られた一定の計算期間によって全面的な評価を下し得るものではなく、継続した事業の流れの中で捉えられるべきものである。従って、発生した欠損金の繰り戻し、及び繰り越しを認めることは課税の公平性の面から妥当である。企業の機動的なリストラクチャリングを後押しするためには、税制そのものの改革により、産業活力再生法の許可に該当しない場合も含めた広範な適用が望まれる。
- 昨年の金融危機を発端として経済不況下にあり、企業の設備投資の抑制が見込まれている。一日も早い景気回復のためにも、企業が投資を継続できる環境を整備することが必要である。

欠損金の繰越期間の延長は投資拡大効果をもたらす強力かつ即効性のある景気刺激策と考えられる。 また、我が国の欠損金の繰越期間は7年と諸外国と比較しても非常に短いものとなっている。

• 法人税、住民税、事業税については、企業の業績である所得に担税力を求めている。

だが、本来、担税力の源としての企業の業績は、ある一定の期間のみで評価するものではなく、公正妥当な会計処理の前提となる継続企業の前提に基づき、永続的な企業活動を通じて捉えるものである。

上記を踏まえ、企業の過去の業績低迷による担税力の低下を、ある一定の期間(7年間)により控除する 現状の欠損金の繰越期間制限の制度は不合理と考える。

- なお、期間延長を検討する場合には、米国における20年が一定の指標となると考える。
- ①繰越欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになります。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するためにも繰越期限の延長が必要であると考えます。 企業の生産設備投資が増大し、研究開発の長期化も進む中、本税制の見直しにより投資回収の予見可能性が 高まり、長期的視野での投資拡大を後押しする効果が期待できます。

②繰戻還付については、本来の税制の取り扱いに戻すべきであります。米国は2年であり、諸外国でも繰 戻を認めているケースが多いので、国際的イコールフッティングの観点から繰戻期間延長を要望いたします。

- 諸外国の税率引き下げにより低下している企業の国際競争力を回復するために繰越期間の延長をお願いしたい。
- 諸外国の税率引き下げにより低下している企業の国際競争力を回復するために欠損金の繰戻し還付制度の 復活をお願いしたい。

②繰越欠損金の控除期間延長申請制度の導入

【理由】

• 全世界的な不況により、多額の不良債権が発生している中で、それらの損失処理により、現状7年間となっている期限内の繰越欠損金の消化が困難になっている。繰越欠損金の期限切れによる税効果への影響は、企業財務にとって大きな負担であるため、繰越欠損金の期限延長が強く求められる。

一方、期限を延長すると歳入減少懸念等もあるため、現状期限延長要望は実現されていないが、延長の見返りに前払い納付をセットとすることにより、国庫にとって足下の歳入を確保しつつ、法人側では不良債権

処理の加速を可能とし、景気全体の早期回復が図れる。

(13) 特別法人税の廃止

【理由】

- 社会の多様化、社会構造の変化に対応した新たな枠組みとして平成13年10月に導入された確定拠出年金制度が、自助努力による退職後の所得確保のための新たな選択肢として十分機能するためには、制度の健全な発展・普及の促進が必要である。そのためには、税制面でのバックアップが必要不可欠である。平成22年度までは経過措置により退職年金等積立金に対する特別法人税は、課税停止となっているが、恒久的制度としての課税撤廃が必要である。
- 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成22年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不適当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。
- 企業年金及び確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速な少子・高齢化が進展する中、その重要性はますます増大しております。

退職年金等積立金への課税は資産運用に悪影響を及ぼすほか、国際的にも例を見ない課税となっており、 「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の原則に基づき、現在課税が停止されている特別法人税については 制度を撤廃すべきです。重複した課税を完全に排除することで企業年金制度の安定化が図られます。

- (確定拠出年金制度の資産は個人の運用資産であり、仮に特別法人税の課税凍結措置が解除されれば、長期に運用する若年層ほど税負担が重くなる可能性があり、世代間格差の要因となると考えられるため、特別法人税は撤廃すべき。
- 公的年金を補完する制度として、企業年金等が勤労者の老後生活を保障するうえでますます重要な役割を 担っていく中、年金制度の基準利回りとなる長期金利は依然として上昇しない等、引き続き厳しい運用環境 の下では、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすため。
- 年金資産の運用コストを引き下げる観点から、現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃する ことを併せて要望いたします。
- 年金税制については、世代間の負担の公平を図るとともに、今後想定される社会保障負担の増大を踏まえ、 国民の自助努力を促すことが不可欠である。基本的な考え方として、拠出時・運用時非課税、受給時課税の 原則に基づき、年金税制全体の見直しが必要である。拠出時・運用時については受給者の年金資産形成にお ける経過状態であり、遅延利子相当という特別法人税の考え方は認められない。また同一課税客体への重複 した課税を避けるため、本来受給時のみに課税すべきであることから、現在課税凍結中の特別法人税につい ては、廃止を要望する。
- 拠出時・運用時については受給者の年金資産形成における経過状態であり、遅延利子相当という特別法人税の考え方は認められない。また同一課税客体への重複した課税を避けるため、本来受給時のみに課税すべきである。
- 本税制は本年度末で期限を迎えるが、企業年金等の積立金に係る特別法人税については、企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において、企業財務に大きな影響を与えることから、廃止が必要と考える。
- 受給時課税の原則に従い是正すべき
- 本格的な少子・高齢化社会を迎え公的年金制度は給付の削減が避けられない状況となっており、企業年金による自助努力の必要性はますます高まってきている。企業年金に関する特別法人税は平成23年3月末までの課税が凍結されているものの、本税制は企業年金の積立金に課税されるものであり、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。
- 企業年金基金は、運用利率の低迷による積立不足が問題となっています。この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがあります。

本格的な高齢化社会の到来を控えて、私的年金による自助努力の必要性はますます高まってきているところでもあり、企業年金積立金に対する特別法人税を廃止することで、企業年金資産の健全性を維持し、従業員

及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を高めることができます。

- 制度間の中立性・公平性を欠く
- 本制度は平成23年3月31日まで適用しないこととされているが、退職年金は、企業にとって退職一時金に 比すと資金負担の分散化を図ることができる一方、従業員にとっても、当該年金資産は信託銀行等当該企業 外に積立てられることから、
 - ・ 老後資金の安全性の確保
 - ・ 転職が一般化している現在、転職先会社に自己の積立金の移転が可能 というメリットがある。

以上のような状況に鑑みると、企業が退職年金制度にスムーズに移行できるような環境を整えることが肝要であり、移行を阻害する要因の1つである退職年金等積立金に課せられる特別法人税の廃止を要望する。

- 今後、社会的に企業年金は重要性を増しており、特に政策的に中小企業者に企業年金の導入を進めるため、 特別法人税の課税制度を廃止する。
- 高齢化社会における自助努力による老後の生活保障を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割は大きく、平成23年度末に廃止が予定されている適格退職年金制度の受け皿の1つとして、その重要性はますます高まっている。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながるものである。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、 拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として、税制上の十分な優遇措置が講じられるべきである。

平成16年度税制改正では、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられるとともに、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされた。老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面での整備を推進し、確定拠出年金を私的年金制度の中核として発展させる必要がある。

したがって、運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。

また、個人型確定拠出年金の加入対象者を確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充することをあわせて要望する。

(14) その他

①外国の事業体の日本における税務上の取扱い明確化

【理由】

• 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。

② LLC 税制の整備

【理由】

• 日本版 LLP (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。LLC 税制の導入により、より柔軟な事業運営を可能として、企業の新規事業進出への条件を整備し、経済の活性化を図ることができます。

③有効な意思表示に基づく非関連者間の債権放棄等の税務上の認容

【理由】

• 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については、税務上も容認すること。

④法人住民税均等割額の損金算入

【理由】

• 法人住民税(道府県民税及び市町村民税)の均等割は各事業年度末における資本金等の額及び従業者数により定められている。これは企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入されるべきものである。

⑤電話加入権の損金算入

【理由】

- 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産 に該当しない電話加入権を損金算入できるよう要請する。
- 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされております。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われております。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望するものです。
- 税法上、固定電話の電話加入権(施設設置負担金)は非減価償却資産とされています。電話加入権(施設 設置負担金)そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状において、税務上で損金算入を認めて いただけるよう要望いたします。

現実に資産価値の失われた電話加入権を資産として持ち続けるのは不健全であり、損金算入を認めることにより財務の健全化を図ることができます。

⑥借地権設定における権利金の認定課税について、近年の市場金利および土地への投資における利回りの実態を 鑑み、相当の地代を更地価額の年6%から年3~4%程度まで引き下げ

【理由】

- 借地権設定における権利金の認定課税における「相当の地代」については、現在「おおむね6%」であれば適正とする旨通達で明かにされている。金利上昇局面にはあるものの未だゼロ%に近い低金利が続いている状況下においては、6%という水準は経済的な実態から見て非常に高いと言わざるを得ない。これを実態に近い3~4%程度に引き下げることを要望する。
- ⑦法人税の法定納期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長

【理由

• 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を1ヶ月延長頂きたい。

2. グループ法人税制(組織再編成、再建支援等)

- (1) 特定支配関係の判定
 - ①組合による特定支配関係の判定基準の緩和

【理由】

- 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することとなってしまう。
- (2) 組織再編成取引に係る判定要件、計算規定、評価方法等の規定整備・要件緩和
 - ①全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト(SQO)後の合併の取扱い

- SQO と合併は私法上独立した取引であり、SQO において少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。
- ②三角組織再編の際の親法人株式の範囲拡大

【理由】

- 組織再編税制が整備された背景には経済活動のグローバリゼーション・技術革新の急速発展・規制緩和の 促進等があり、企業組織の再編成を迅速かつ柔軟に行えるようにする要望により同税制が導入された。オペ レーション上は株式を交付する親法人が実質的に直接保有している場合であっても、様々な理由等で間接に 保有する場合もあることから、直接保有だけを適格組織再編の要件とするのでは企業の柔軟な経済活動が税 制により阻害される可能性がある。また、通常の100%グループ内組織再編においては直接のみならず間接 保有も認められるため、三角組織再編の場合のみ直接保有が要求されることには整合性がない。支配の継続 性は直接のみならず間接分を含めても達成可能と言うべきである。従って、直接100%保有のみならず、間 接100%保有の場合も適格要件を充足する親法人株式とするべきである。
- ③公開買付後に行われる株式交換等の金銭等交付5%セーフハーバーの創設

【理由】

- 株式交換等の際に端株方式により少数株主を排斥する場合で、既に公開買付けを十分に行った後に少数株主を排斥することは、効率的なグループ運営のために経営上や法律上の観点から行われるものであり、もはや金銭を使った資産取得とは言えない。かつ、公開買付けは金融商品取引法に従って行われるものであり、そこに税務目的の恣意性が介入する余地は限りなく低い。従って、大口株主に該当しない持株割合が5%以下の少数株主に対する金銭交付は対価要件の適用除外とすべきである。
- ④適格組織再編に伴う届出における宥恕規定の設定

【理 由】

- 租特で定められた再編における試験研究費税額控除等の届出期限については、宥恕規定が設定されていない。再編税制は複雑な税制であることから、少なくとも、適格再編あるいは100%グループ内再編についての宥恕規定の設定を要望する。
- ⑤適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の廃止

【理由】

- 適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。
- ⑥期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人簿価純資産の計算規定の整備

【理由】

• 株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定(税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができるとされている規定)と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるよう明らかにしていただきたい。

⑦非適格株式交換等において時価評価課税を受ける営業権の算定方法の明確化

【理由】

- 非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等の基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため。
- ⑧資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

【理由】

- 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たと えば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として 課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。
- ⑨適格組織再編に係わる要件の明確化

【理由】

- 企業組織再事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の 「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化するよう要望いたします。編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できます。
- ⑩会社分割時の承継資産に関する固定資産税の取り扱い

【理由】

- 「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人が その後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。会社分割時の未経過固定資産税についても、 分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いた します。編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与すること が期待できます。
- ①「税制非適格再編」における時価算定方法の明確化

【理由】

• 「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化していただくよう要望いたします。編税制の整備・適用要件の明確化により、柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与することが期待できます。

(3) 清算

①一定条件のもとでの子会社清算損失の損金計上

- 平成22年度に創設されたグループ税制において、解散(清算)に伴う100%子会社株式消却損が損金処理ができなくなるとともに、一定要件を満たした場合は子会社の欠損金の親会社引継ぎするものとされた。子会社解散(清算)を資本取引とするものと考えられが、第二者よリプレミア付で購入して100%子会社とした場合は、当該プレミア分は投資損失として損金処理を認めることを要望する。
- 企業にて実際に発生している経済的な損失に対する、損金性及び税還付を認めることにより、100%子会社の企業買収における税制上の足枷を取り除くため、平22年度税制改正により、グループ法人税制において、100%子法人を清算した際に親会社にて譲渡損の計上が出来なくなったが、プレミアム付で取得した場合など、子法人株式に関し、子法人で認識した損失や親会社が引き継いだ欠損金以上に損失が発生していることがある為、子法人が債務超過の状態で清算された場合に限っては譲渡損の計上を認めるべきである。
- ②完全支配関係にある子会社を清算した場合における選択制度(欠損金の引継または清算損失の損金算入)の導

入

【理由】

- 企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつあるなか、法人の組織形態の多様化に対応し、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、平成22年度税制改正において、グループ内取引等に係る税制が整備された。その際、完全支配関係にある子会社の清算に係る損益が認識されなくなる一方で、清算時に当該子会社が有する繰越欠損金を親会社が引き継ぐことができるとされた。しかし、繰越欠損金には繰越期限があるため、完全支配関係にある子会社に期限切れとなった繰越欠損金がある場合には、当該子会社を清算した際、期限切れの繰越欠損金に相当する損失を認識する機会が失われることとなる。したがって、完全支配関係にある子会社の清算に当っては、繰越欠損金の引継ぎもしくは清算損失の認識のいずれか選択可能とすることを要望する。
- 完全子会社側で保有している繰越欠損金には繰越期限があるため、繰越欠損金が期限切れとなっている子 会社を清算する場合は、親会社側で清算による損金を計上する機会が失われる。
- (4) 外国の事業体が組織再編を行う場合、又は、外国の事業体が減資等を行う場合の日本の税務上の取扱規定の整備

【理由】

- 日本企業が外国の事業体に投資している場合において、外国の事業体が組織再編を行う場合、又は、外国の事業体が減資等を行う場合において、日本における税務上の取扱いを判断するためには、日本の私法上の取扱いの当てはめという作業が必要とされているが、この作業には技術的な困難性を伴うことが多い。納税者の実務上及び課税庁の執行上の利便性を考慮し、明確な規定を設けることが望まれる。
- (5) 中小企業特例の適用判定基準の見直し

【理 由】

- グループ法人税制について、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。
- 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること。

(6) 企業再建支援

①デッド・エクイティー・スワップ (DES) に関する債権譲渡損上の取り扱いの見直し

【理由】

• 合理的な再建計画の定めるところにより、子会社に対する債権を現物出資し、株式を取得 (DES) する場合、株式の時価が債権金額を下回る場合には、債権の譲渡損計上が認められるが、当該 DES が適格現物出資に該当する場合は適用除外とされている。これは100%子会社に対する DES は、たとえそれが合理的な債権計画に基づくものであっても、全て譲渡損の計上を認めないということを意味している。法基通9-4-2 (子会社債権支援損の扱い)の趣旨と平仄をあわせ、適格現物出資となる場合でも、子会社債権支援のための DES については、譲渡損の計上を認めるようにしてもらいたい。

②関係会社の支援にかかる要件の緩和

【理由】

• 関係会社の整理・支援損について、現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

3. 連結納税

(1) 連結納税制度全般

【理 由】

- 連結納税制度は22年度改正で改善がなされたが、1)子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、2)海外子会社も対象に含める、3)開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることを要望したい。
- 企業グループの一体的経営が拡大・深化するなかで、導入しやすい制度への改善のほか、事務負担の軽減を図り、グループ経営に整合的な税制の整備をはかるべきです。

(2) 適用対象の見直し

①中小法人の除外

【理由】

対象法人適用基準の見直し(中小法人の除外) 申告事務負担の軽減

②外国子会社への拡大

【理由】

• タックスヘイブン税制において、特定外国子会社の損益通算を認められないのであれば、便宜置籍船会社のように租税回避目的でない100%支配の特定外国子会社については、外国法人とはいえ親会社と経済的一体性が認められるので、課税対象となる連結グループ全体の所得に加えるべきものであり、連結納税の範囲を拡張することにより、内国法人の企業活動の活性化に資する。

③持株比率要件の緩和

【理由】

• 適用対象子会社を80%~90%保有のものまで拡大し、かつ、選択制とする。連結グループを経済的に一体のものと見る連結納税制度の趣旨からすれば、100%保有でない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきである。また、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択を認めるべきである。

(3) 子会社欠損金取扱いの見直し

①欠損金切捨て制度の緩和

【理由】

- 一定の組織再編を利用することで、連結納税加入前の欠損金を連結納税グループへ持込可能となっているが、組織再編手法を採用出来るか否か、連結納税子法人株式の保有者次第である。連結納税加入時の欠損金切捨てとなる場合には、欠損金切捨てを考慮した買収価格を考えねばならず、競争力のない金額となる為、連結納税を導入している場合には、企業買収の競争面で弱くなってしまっている。当該子会社の所得のみでの相殺であれば、連結納税加入に際し、規制する必要もないと考えられることより、連結納税加入時の欠損金切捨て制度見直しを希望する。
- 欠損金持込制限は H22年度改正で一部緩和されたものの、まだ限定的。更なる緩和を要望する。

②欠損金持ち込み対象法人の拡大

【理 由】

• 平成22年度税制改正において、子会社欠損金の持込制限の条件が緩和されたが、時価評価対象外法人のみならず時価評価対象法人も、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。

③欠損金充当制限の緩和

【理 由】

• 連結開始前事業年度に発生した子会社の欠損金について、当該子会社の個別所得金額に対して充当するよう制限されているため、連結所得に充当するようにしていただきたい。連結納税選択の足かせとなっているので、子会社の連結前欠損金については充当に制限を設けないなどいっそうの緩和を希望する。また、合併や子会社の清算の場合に繰越欠損金が引き継げることから、これらとの整合性からも、連結納税制度においても、子会社の欠損金が引き継げるよう改正願いたい。

④特定連結欠損金の株式保有要件の緩和

【理由】

• 特定連結欠損金適用法人の緩和現在欠損金の期限は7年となっていることを鑑みると、継続保有が5年は 長すぎるといえるため、現状は法人税法第61の11の適用対象外法人のみとなっていますが、当該規制の削除 ないしは株式継続保有要件(5年)の緩和を希望します。

(4) 時価評価

①時価評価規定の廃止・緩和

【理由】

- 当該規定が連結納税制度の導入及び企業の100%子会社化のネックになっている。
- 効率的なグループ経営と円滑な企業再編(完全子会社化)の障害事項であり廃止を要望する。(廃止が実現されない場合であっても、5年超50%以上の資本関係のある子会社を時価評価対象外とするなど緩和すべきである)
- 連結決算をベースとした企業経営が進む中で、連結納税導入を躊躇する企業は少なくなく、本制度は十分には活用されていないのが実状である。

当業界においても、90年代以降、メーカーの再編・集約化が進んでおり、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、資産の時価評価等の制限や、連結対象が親会社直接又は間接100%保有の国内子会社となっていることにより、膨大な会社数による多大な事務コストが想定され、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。

- 以前より改正要望していた加入時の繰越欠損金切捨て及び時価評価課税については、平成22年度改正により、繰越欠損金切捨ては緩和された。より連結納税制度を我が国に定着させるため。
- 連結納税開始前に子会社が資産を時価評価し、譲渡損益を認識して加入する制度になっているため、連結 納税選択の足かせとなっているので、子会社の資産の簿価で引き継ぐよう改正願いたい。

また、合併などの組織再編や100%グループ法人税制での資産取引においても簿価移転となっていることから、これらとの整合性からも、連結納税制度においても、子会社の資産の時価評価を改正願いたい。

- 時価課税による租税負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の 増強を阻害する要因となりかねない。
- 法令122の12等で規定された「連結納税加入後2ヶ月以内に離脱する法人に対しては時価評価対象外とする」という手続簡略化の趣旨を鑑みて、連結納税加入の手続についても一定の対象外となる規定の整備が望まれる。
- 理由不記載

②時価評価対象、算定方法の明確化

【理 由】

- 時価評価の対象に自己創設のれんが含まれるかどうかについての明確な規定がなく、実務上どのように処理すべきかが不明である。
- 実務処理の明確化のため、時価評価の対象に自己創設のれんが含まれるかどうか明確に規定しておらず、 実務上どのように処理すべきか不明。制度として存続させるのならば、自己創設のれんが含まれるのか?ふ くまれるのであれば、どのように評価すべきなのか実務的に対応できるように明記してほしい。
- 法人税法における営業権(のれん)の評価手法が不明確であり、実務上の混乱が生じている。また、税務 調査による追徴課税リスクが高い

(5) 申告期限等の延長

【理由】

- 連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきたい。
- 連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して2ヶ月の申告期限延長が行われています。 中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を1ヶ月以上延長していただくよう要望いたします。連結 納税制度を適用した場合の事務負担の増加を考慮して、企業の負担を軽減することができます。
- 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告 と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。

(6) その他

①連結納税の取りやめ

【理由】

• 連結納税については、相当の理由がない限り適用を止めることが出来ないと認識している。しかしながら、 企業を取り巻く環境は、年々変化するものであり、連結納税の適用を取りやめることに柔軟性がないと、な かなか適用に踏み切ることが困難である。

したがって、例えば適用から一定期間 $(5 \sim 7$ 年) 経過した場合は、取りやめることが可能になるよう改正願いたい。

②収用換地等の場合の特別控除

【理由】

• 収用換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額(5,000万円)と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることはできないか。公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収用換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

4. 租税特別措置法(法人税関連)

(1) 研究開発税制

①研究開発税制の延長・恒久化

【理由】

• 平成21年度補正予算(税制改正項目)における時限的拡充措置(総額型税額控除限度額の引上げ等)については、本年度末で期限を迎えるが、企業の技術開発を支援し、併せて経済を活性化する等の観点から、適用期限の延長または恒久化が必要と考える。

- 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度は イノベーション促進に不可欠な税制措置であり、本体部分(総額型)につき次の措置を講じた上、法人税法 の規定として恒久化することを要望する。
 - (1) 控除限度額(法人税額の30%)の継続
 - (2) 繰越控除の期間延長(3年間)とその要件緩和(増加要件の廃止)
- 法人税率引き下げの見返りに租税特別措置の整理が取り立たされている。租税特別措置法に置かれている 限り常にターゲットに狙われるが、研究開発促進税制のうち期限の定めのない恒久措置部分は税率引下げの 有無にかかわらず存続する必要性が高い。
- わが国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。
 - ついては、以下の点を認めていただきたい。
 - 1. 研究開発促進税制の拡充
 - 1-1 試験研究費の税額控除限度額の引き上げ
 - 1-2 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間の延長
- 研究開発促進税制は、わが国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更にはわが国が科学技術 立国として中長期的に成長を続けるための根幹をなす税制である。
- 経済のグローバル化の進展により、国際競争が激化する中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発 投資を一層強化していくことが必須となっているので、税額控除率の引上げ等の拡充を図り、恒久化すべき である。
- ②控除限度額の引上げ・税額控除限度超過額の繰越基幹の延長

- 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要である。また試験研究費の範囲と される人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦 金額を認めると明示していただきたい。
- 本制度の拡充ならびに期限延長により、長期的視野による企業の研究開発投資が促進され、技術立国としてのわが国の国際的競争力強化に繋がると考えます。税額控除制度は赤字決算で税額がない企業は利用することができないため、今般のような景気低迷時においては投資促進効果は限定的であります。繰越期間の延長および繰越条件の緩和により、赤字企業においてもR&D税制活用の途が開け、研究開発投資の促進効果が期待できます。
- 日本の経済成長及び地球温暖化防止の対策には技術開発が不可欠である。一層の技術開発支援として上限 を30%に引き上げていただきたい。
- 試験研究費等に係る法人税額の特別控除については、当初申告を限度として計算することになっていますが、所得金額の更正等により法人税額が変更された場合には、当該更正後の法人税額に基づき、再計算することとしていただくよう要望いたします。申告誤りがあった場合も修正後の金額が税額控除に反映されるようになり、適正な税負担がなされるように改善されます。
- 企業にとって研究開発は競争力の源泉であり、巨額の研究投資を維持し続けなければならない。平成20年度の税制改正において、新たな制度が付加され、その部分の税額控除限度額が追加(法人税額×10%)されたことは評価するが、基準年度に対して試験研究費が増加しない、又は売上高研究費比率が10%を超えない等、新制度が適用できないケースが想定される。恒久措置である総額型税額控除部分の控除限度額を、現行の20%(平成21年度及び22年度分は30%)から30%程度まで引上げることを要望する。
- 控除限度超過額の繰越期間は現行1年(但し、平成21年度及び22年度の超過部分は平成24年度まで)であるが、研究開発投資の確保のため、繰越期間の延長(少なくとも3年以上)を要望する。
- 企業の研究開発投資は恒常的テーマであり、産業再生や経済活性化の観点から、以前より促進税制の見直 し、特に限度額の拡大は望まれていたところである。
- わが国における研究開発の強化促進 わが国の強みを生かす税制面でのインセンティブ

③特別試験研究に係る税額控除制度の改善

【理由】

- 特別試験研究(産学官連携・希少疾病用医薬品)に係る税額控除制度の改善 イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものと なるよう、下記の手当てを要望する。
 - ①当該税額控除分の控除限度額の上乗せ
 - ②手続き要件の簡素化
- ④研究開発機能の国内立地を促進する税制措置の整備

【理由】

- 研究機能(人材、知的財産など)の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点 より次の措置を要望する。
 - ①国内研究所に勤務する研究者の人件費に対する研究開発税制の割増適用
 - ②国内で発明された知的財産に基づくロイヤルティ収益に対する税負担の軽減
- ⑤会計基準との調和

【理由】

- 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。
- 特定の研究開発目的の機械装置等とは、『特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費として処理する。ここでいう「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない」とは、特定の研究開発プロジェクトの目的のみに使用され、他の研究開発プロジェクトには使用することが機能的・物理的にできないことをいう。』これらは企業会計上、発生時において費用処理されるが、税務上この点が明確でなく、実務においては固定資産としての機能・属性を備えている以上、固定資産であると取り扱っている。これには会計理論上積極的な理由を欠いており、実務も煩雑なため、通達等において企業会計と同様の取扱いである旨を明記することを強く要望する。
- ⑥中小企業における専担者規定の見直し

【理由】

• 試験研究費に含められる人件費は、専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費に限られているが、中小企業の場合には、中心的な研究者が役員である場合が多く、これらの役員は、試験研究の業務に専ら従事することは困難であって、他の業務と兼任することが常態化しているため、試験研究費の対象とはならない。従って、中小企業については、専ら従事していなくとも、従事割合が合理的に算出できる場合には、その合理的に算出された人件費は、試験研究費の対象に含めるべきである。

(2) 交際費

①交際費損金不算入制度の廃止

【理由】

- 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。 従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- 公平性の観点から企業規模に関係なく、一律適用
- ②取引先等訪問時に持参する少額の手土産(@3千円以下)費用の損金算入

【理由】

• 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用(役職員間の飲食を除く)について損金算 入が認められた。取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣 行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額(例えば、@3千円)以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(3) 情報基盤強化税制

①適用期限の延長

【理由】

• セキュリティが確保された質の高い戦略的 I T投資を促進させ、中小企業の企業競争力強化を図り、情報システムの安全性向上と経営効率化を促進するため、期限の延長を望みます。

②適用対象の拡大

【理由】

• 課税の公平

(4) 特定資産の買換特例

①特定資産の買換特例の延長・恒久化

【理由】

- 本税制は本年度末で期限を迎えるが、既に創設後約40年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として、適用期限の延長または恒久化が必要と考える。
- 法人が特定資産の買換えを行った場合、圧縮記帳が可能であるが、現状では平成23年3月31日(17号については平成23年12月31日)までの時限措置となっているので、国土の有効利用促進の観点より本制度を是非恒久化していただきたい。

併せて、譲渡益の圧縮割合が現在80%となっているのを100%まで引き上げていただきたい。

- 国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのためにも大きな役割を果たしていると考えられることから
- 平成22年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに2年連続の下落、商業地は平成3年のピーク時と比較すると約70%もの下落となっており、本格的な回復には至っていない。

このような状況を受け、土地の有効利用と流動化の促進を目的とした様々な税制措置がこれまで講じられてきたところであるが、さらなる適正化・簡素が必要と考えられるため。

• 法人が遊休地を売却し、新規事業への進出や競争力の維持のために、建物・機械装置等の新たな資産の購入を行い易くするよう、本制度を時限措置から永続的な取扱いに改めることを要望する。

②圧縮割合の引き上げ

【理由】

• 法人が特定資産の買換えを行った場合、圧縮記帳が可能であるが、現状では平成23年3月31日(17号については平成23年12月31日)までの時限措置となっているので、国土の有効利用促進の観点より本制度を是非恒久化していただきたい。

併せて、譲渡益の圧縮割合が現在80%となっているのを100%まで引き上げていただきたい。

(5) SPE

①投資法人の一時差異調整制度の導入

【理由】

• 導管を目的として設立された投資法人であるが、投資家を保護する目的で制定されている会計基準の頻繁な変更に税制が追いつけず、会計上の利益と税務上の所得との乖離が拡大し、税負担が発生するリスクを常に負っている。平成21年度税制改正で支払配当要件の判定式の問題は解決されたが、税会不一致を原因とす

る税負担そのものは免除されない。現在投資法人は、過去に損金不算入とされた費用を認容減算しても、当初納付した税金の還付を受け、もしくは認容年度の税負担を減らす手段を持たない。

• 導管を目的として設立された投資法人であるが、投資家を保護する目的で制定されている会計基準の頻繁な変更に税制が追いつけず、会計上の利益と税務上の所得との乖離が拡大し、税負担が発生するリスクを常に負っている。

平成21年度税制改正で支払配当要件の判定式の問題は解決されたが、税会不一致を原因とする税負担そのものは免除されない。

減損損失や資産除去債務の償却などが生じても投資法人の配当資力に影響するわけではないので、その分の金銭の分配は可能である。よって税務上の所得金額に相当する金銭を分配する限りにおいては、課税しないようにしていただきたい。

具体的には、利益超過分配を行った際、純資産減少割合を零とすることで全額「みなし配当」として取り扱えることとし、損金算入ができる制度を導入していただきたい。

この場合、投資主においては利益超過分配のすべてが配当所得となるため、資本の払戻しに伴う投資簿価 修正が不要になるというメリットもある。

②投資法人の減損損失の時限的損金算入制度の導入

【理由】

• 「投資法人の計算に関する規則第48条第3項」の規定により減損損失に細分された金額を、一定期間(例 えば3年間)損金の額に算入する。ただし一定期間経過後において、まだその資産を保有している場合には、 改めて損金不算入とする。

減損会計導入の趣旨は、不採算事業にかかわる固定資産の評価損を計上することで企業経営の実態を正しく表示することである。一方で、現行の税務では、売却により損失額が確定するまで損金算入が認められない。普通法人と異なり、投資法人は「減損損失を計上すると課税所得が増加し、税負担が重くなる」という構造的な不利益を被っている。投資法人には、減損損失を計上することにより節税を図る意図はまったくない。企業経営の実態を正しく表示する目的で減損損失を計上しても、税負担が増加して経営が悪化するのでは本末転倒である。減損損失の否認による課税を回避するために、減損の兆候により減損対象になりそうな不動産については、その事業年度中に売却して損失を確定させることはできるが、税負担は発生せずとも、売り急ぐと買い叩かれて譲渡損失が増加してしまい効果は薄れる。また、低い価格で売却すると、その物件の周辺相場にも悪影響を与える可能性がある。

そこで、合理的な価格で売却を行うために、売却活動に一定の時間の余裕を認める制度の導入を要望する。

③上場不動産投資法人のキャピタルゲインの配当平均積立金の損金算入制度の導入

【理由)

• 投資法人は導管体であるため、その発生する利益のすべてを投資主に配当していれば、原則として投資法人が課税を受けることはない。しかしそのためには、巨額のキャピタルゲインが発生した場合であっても、課税を避けるためにその全額を配当しなければならない。

投資法人は、想定以上の金額で物件の買取りの申し出を受けた場合「今売却することがその物件のキャッシュフローを最大化させる」と判断すれば、時期に関わらず売却せざるを得ない。そのようなときにその期の投資主だけにキャピタルゲインのすべてを分配しなければならないのが現行制度であるが、投資法人は配当金を増やすだけではなく、投資口価格(株価)を向上させることも投資主から期待されており、長期に亘って安定的に分配した方が株価が長期的に高めに推移すると予想されることから、増資による資金調達が容易になるなども含め、投資法人にとってのメリットは大きい。

平成21年及び22年の限定で、先行取得土地等の圧縮記帳制度が導入されているが、それとは別に、投資法人に対しては90%超支払配当要件を満たす分配をすることを条件に、利益処分等により配当を安定化させる目的の積立金を積んだ場合の損金算入制度の導入を求める。

- ④導管性要件(損金算入要件)の緩和
 - SPC の優先出資証券が公募発行される場合の引受人の人数要件の撤廃
 - SPC が適格機関投資家及び一定の者から特定目的借入を行う場合も対象に
 - SPC が発行する優先出資証券の引受人の範囲を適格機関投資家以外の一定の者まで拡大
 - 投資法人が一般私募で投資口を発行する場合も対象に
 - 投資法人が SPC の発行する優先出資証券等の100分の50以上を取得する場合も対象

【理由】

• 不動産証券化市場の拡大、不動産流動化の促進の為には多数の不動産投資商品が販売されそのマーケットが一定規模以上に育つ必要があり、その為にも導管性要件の緩和、譲渡益課税の繰り延べといった税制優遇措置は必要であると考える。

⑤譲渡益課税の繰り延べを認める特例措置の創設

- SPC に不動産を譲渡した対価として優先出資証券を取得した場合
- 投資法人等に不動産を譲渡した対価として投資証券等を取得した場合
- 匿名組合営業者に現物出資し事業参加者として出資者たる地位を取得した場合

【理由】

• 不動産証券化市場の拡大、不動産流動化の促進の為には多数の不動産投資商品が販売されそのマーケットが一定規模以上に育つ必要があり、その為にも導管性要件の緩和、譲渡益課税の繰り延べといった税制優遇措置は必要であると考える。

(6) 土地譲渡益課税(土地重課)の廃止

【理由】

- 土地重課はそもそも土地取引に対する二重課税であり、不公平税制である。バブル期に於いては地価抑制 等からある程度の必要性があったとも考えられるが、現在その役割は終了している。税制の簡素化の為にも 役割を終えた税制は廃止すべきであり、超短期重課の廃止だけではなく、長期・短期重課について凍結でな く廃止が望まれる。
- 本制度は平成25年12月31日まで適用しないこととされているが、投機的な土地取引を防止するという本制度が定められた当初の目的は、経済状勢の変化により無意味なものとなっており、むしろ現在は一層の土地の流動化を図ることが求められる状況になっている。そのため、本制度の廃止を要望する。
- 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

(7) その他

①土地等を先行取得した場合の課税の特例の延長

【理由】

- 土地の流動化・有効活用の促進のためにも、23年以降も継続要望するものです。
- 平成21年度税制改正にて措置された土地の譲渡益の特例措置については、本年度末で期限を迎えるが、適 用要件が少なく簡素な税制であり、土地需要促進策として一定の効果があるため、引続き土地需要を喚起し 土地の流動化と有効活用を推進する観点から、適用期限の延長または恒久化が必要と考える。

②人材投資促進税制の延長

【理由】

• 人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業の戦略的な人材育成の取り組みを後押しし、産業 競争力の基盤である中小企業の人材の育成・強化を図るため、期限の延長を望みます。 ③中小法人への軽減税率適用範囲の拡大

【理由】

• 中小法人の軽減税率の引下げが課題とされているが、税率の見直しよりも適用所得金額(現行:年800万円)を引上げるほうが経済効果が大きい。

④地震防災対策用資産の特別償却の延長

【理由】

• 本税制は本年度末で期限を迎えるが、地震防災対策用資産(緊急地震速報受信装置等)については、今後数十年間の間に東海地震などの大規模地震の発生が予測されており、防災・減災の観点からその設備投資が避けられないものであり、その普及促進をなお一層図る観点から、適用期限の延長が必要と考える。

⑤原子力バックエンド準備金の恒久化

【理由】

• 原子力政策大綱(2005年10月閣議決定)、原子力立国計画(2006年8月)において、我が国は、今後も原子力発電を推進すること、原子燃料サイクルを着実に進めていくことを基本方針として打ち出しております。原子力バックエンド事業は、低炭素社会の実現、エネルギーセキュリティの確保の観点から、官民が一体となって進める事業であり、原子力バックエンド準備金は、財務面からこれを支える重要な制度として、法令に基づき積立てを実施しております。

また、バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③発電による受益と実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に電気料金による費用回収を行えば、世代間負担の公平性が損なわれるため、発電時や使用済燃料の発生時に費用として認識し、その時点の原価として電気料金に反映されています。

発電時点での損金算入を認める本制度は、特定の業界への絶対減税ではなく、国民の世代間負担の公平性 を確保するために課税時期を適正化する制度であり、法人税法本法での規定も検討すべきです。

• 原子力政策大綱(2005年10月閣議決定)、原子力立国計画(2006年8月)において、我が国は、今後も原子力発電を推進すること、原子燃料サイクルを着実に進めていくことを基本方針として打ち出しており、原子力バックエンド準備金(使用済燃料再処理等準備金、原子力発電施設解体準備金)は、財務面からこれを支える重要な制度として、法令に基づき積立てを実施している。

原子力バックエンド事業は、①極めて長期の事業であり、②要する費用が巨額、③発電、すなわち受益と 実際の費用発生時期が大きく異なるという特徴があり、実際の費用発生時期に料金徴収を行えば、世代間負 担の公平性が大きく損なわれるため、発電時や使用済燃料の発生時に費用として認識し、その時点の原価と して電気料金に反映されている。従って発電時点での損金算入を認める本制度は、特定の業界への絶対減税 ではなく、国全体の世代間負担の公平性を確保するために、課税時期を適正化する制度であり、恒久的な手 当てが必要である。

⑥エネルギー需給構造改革投資促進税制(対象範囲の拡大、特別償却の延長)

- 低炭素化社会構築のためには、電気事業者も自ら新エネルギー発電設備を設置する必要があり、電気事業の用に供した場合のみ税制措置の対象外とするのは不適切。
- 電気事業の用に供した場合を除く旨の規定は、エネ革税制が手当てされた時、石油火力発電を新たに建設 しない方針が決まっており、石油代替設備の導入を税制措置で促進するニーズがなかったためであり、代エ ネ法改正等を経た現在の政策との整合がとれていない。
- エネルギー需要の拡大と地球温暖化問題が深刻化する中で、我が国が将来に亘って確実な経済発展を遂げるためには、エネルギーの需給構造を改革し、エネルギー・セキュリティの確保及び地球環境問題への積極的な対応を図ることが必要不可欠である。このため、電気事業においても需要面及び供給面で、電力の安定供給の一層の推進を図る必要があり、現行制度の適用期間の延長を要望する。

⑦産業活力再生特別措置法・事業革新設備等における特別償却制度の期限の延長

【理由】

- 今年度末で期限を迎える以下の特別償却について、期限の延長を要望いたします。
 - ①事業革新設備導入計画における事業革新設備の特別償却制度の期限延長
 - ②資源生産性革新計画における設備投資額の特別償却制度(即時償却100%)の期限延長
 - ③資源制約対応製品生産設備導入計画における設備投資額の特別償却制度(即時償却100%)の期限延長上記の特別償却制度により、企業の設備投資意欲を促進し、また雇用の創出につながることが期待できます。
- ⑧イスラム金融について税制措置の整備

【理由】

• イスラム金融とは、イスラム法に則した金融取引を総称するものであり、金利の概念が用いられず商品売買やリース等の形式が用いられること、教義に反する事業に関連する取引が認められないこと、等の特徴がある。近年、中東諸国の潤沢なオイルマネーを背景にイスラム金融の規模は拡大傾向にあり、非イスラム教国においても自国市場におけるイスラム金融の育成に積極的に取り組む例がみられる。特に、英国やシンガポール、香港等においては、配当等(利子相当分)を利子とみなすことや、印紙税等の二重課税の排除等の税制上の措置を通じて、イスラム金融の促進が図られている。

世界的にイスラム金融の存在感が高まるなか、潤沢なオイルマネーを呼び込むとともに、一般企業に対して多様な資金調達手段を提供することは、非常に意義深いものである。こうした状況下、わが国においても、銀行の子会社にイスラム金融が解禁されたものの、税制面では一般の金融取引とのイコール・フッティングを図るための措置が十分講じられているとは言い難い。

そこで、わが国金融・資本市場の競争力強化等の観点から、例えばイスラム債(スクーク)における収益 分配金を利子として取り扱うなど、取引の実質を踏まえた税制上の措置を講じることを要望する。

⑨金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および CSA にもとづき授受する現金担保から生じる 支払現金について、源泉徴収を免除

【理由】

• 金融機関等はデリバティブ取引を行うに当り、一般的に国際スワップ・デリバティブス協会(ISDA: International Swaps and Derivatives Association) が定める付随契約(CSA: Credit Support Annex) を締結し、現金・国債等を担保としている。

現在、現金を担保として授受している場合、担保提供者(ISDAマスター契約の対象取引は本店・支店が混在するが、通常、担保提供者となる CSA は本店のみ)に対し、受入れ期間に応じて現金を支払うが、これについて源泉徴収が行われている。しかし、わが国金融機関が信用リスク削減等のためにデリバティブ取引を円滑に行うことを可能とし、ひいては金融・資本市場の類似取引(例えば、レポ取引のように有価証券取引に関連した現金授受)との整合性の観点から、源泉所得税を課さない扱いとすることが必要である。

したがって、金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および CSA にもとづき授受する現金担保から生じる支払現金について、源泉徴収を免除することを要望する。

5. 国際課税

(1) 移転価格税制

①国際的基準との調和

【理由】

• 実務上基本三法がそぐわない場合が多々あり、国税当局自体が基本三法以外の利益分割法や取引単位営業利益法を多用していると聞いている。OECD ガイドラインに則り、基本三法が原則とすることを改正されたい。

②国外関連者基準の見直し(50%以上から50%超へ)

【理由】

- 移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、 企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待されます。
- 実施的支配の観点から、出資比率を50%以上から50%超に見直す。
- 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかである ため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすべきである。
- 外国企業と JV を設立する場合、持ち株比率・役員比率が50% VS50% になることは決して珍しいことではなくその場合、内国法人が当該 JV を支配しているとは言えない。そのため50%以上から50%超へ変更することが望ましいと考える。
- 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に見直していただきたい。また、租税条約は、移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図るための重要な手段である相互協議の前提となるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。
- 移転価格税制の対象となる国外関連者の持分基準は、現在50%以上とされているが、50対50の合弁会社の 場合は合弁パートナーと対等の関係であるため、実質的に支配力が及ばない場合が殆どであり、この場合は、 価格の決定等に際しても合弁パートナーとも協議のうえ決定することとなる。

価格決定権等がない場合に移転価格税制の対象とするのは、税制の主旨から外れているため、移転価格税制の対象となる国外関連者の持分基準を50%超とするべきである。

- 現在は50%以上という条件だが、出資割合が50%ずつの場合は支配権があるわけではないため、国外関連者には含めるべきではない。
- 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。 しかし、50%丁度の場合(例えば、50:50の JV のケース)は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨(支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止)から 外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が 優先されるよう法改正を要望する。
- 理由不記載
- ③国外関連者の範囲の見直し(タックスヘイブン税制が適用される特定外国子会社を除外)

【理由】

• 第三者取引価格の算出にはコストがかかるが、特定外国子会社は合算課税の対象となっているため、所得 の移転とはならず課税上の弊害はない。

④執行体制の整備

- 企業の税務リスクを低めグローバル活動を円滑にするために、実際の取引価格と独立企業間価格に差が生じた場合の取引価格の解釈の仕方の問題、二国間による二重課税回避のための対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めてほしい。多くの企業が海外へ進出している今日移転価格税制の重要性は一段と高まり、企業にとって本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。
- 移転価格税制において、当局側で重要な制度であるAPA(事前確認制度)の手続き・審査の更なる迅速化(税務当局の審査の一元化等)できる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応すること。
- 移転価格の調査における手続きのルール化の整備(納税者側への課税根拠・関連データの開示等)を引き 続き明確にすること。

⑤相互協議の前置

【理由】

- 現行制度では一時的にせよ二重課税を強いる制度であるため、租税条約締結国との移転価格課税の場合、 相互協議を経た上でないと、更正できない制度にするべきである。
- 相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすることで移転価格問題における企業と税務当局の 見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、 国際競争力の強化につながると期待されます。

⑥無形資産に関する取扱いの法定

【理由】

• 無形資産に関しては、事務運営指針・事例集で補則されて来てはいるが、それぞれの裁量、解釈の幅が非常に大きくなっているので、きちんと法令化して欲しい。

⑦文書作成の簡素化

【理由】

• 租税条約締結国であれば、文書の統合を認めることの検討を要望する。日本においても平成22年度改正により、実質的には文書化規定が導入されたと考えられる。文書作成においては外部税理士事務所等に外注するケースが多いため、日本及び相手国の両国で文書作成することが必要になる。

⑧相互協議等による過年度修正について一括調整制度の創設

【理由)

- 修正申告(法人税、地方税)の事務負担軽減
- 相互協議および APA の決着に伴う過年度修正について、地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度 において一括調整が図れる仕組みの創設。

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、 企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待されます

• 移転価格更正を受けた後、相互協議での決着を図る場合、更正年度以降のオープンイヤーについては、相 互協議の合意結果が出るまでは、合意した移転価格手法による処理は行えない。この場合、結論が出た後に 過去年度に遡って修正申告するのは実務上対応が非常に困難となるため、相互協議の合意年度での一括調整 等を選択可能な規定の創設を要望する。

⑨その他

【理由】

• 事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化 移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、国際的二重課税のリスク軽減により、 企業の海外活動を側面から支援することで、国際競争力の強化につながると期待されます

所得減額の認証

移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間(最長6年)内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

(2) 外国税額控除制度

①控除限度額の繰越期間延長および限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

• 外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越すことができるが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。

外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間に関わらない全額控除が必要と考える。

- 合算税制において損失の通算を認めない現状において、欠損金の繰越期限を一般税制と同様に7年として いるのは不合理である。
- 控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。国際的二重課税の解消という本来の目的をより確実に実現し、 国際的な税負担のイコールフッティングを図ることで、国際競争力の強化に寄与することができます。
- 外国税額控除制度は、わが国企業の海外展開を支え、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。

しかしながら、わが国金融機関において、過去に海外子会社の売却等に伴う売却益が発生したものの、現 行の外国税額控除制度において繰越控除限度額(余裕額)や繰越控除対象外国法人税額(限度超過額)の対 象期間が3年とされていること等の理由から、部分的に国際的な二重課税が発生したケースがある。

したがって、こうした問題を解決するため、外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を少なくとも7年に延長することを要望する。

また、外国子会社合算税制は、租税負担割合の低い国に所在する子会社等を通じてわが国企業が取引を行うことによって、税負担を不当に軽減・回避する行為に対処することを目的として創設された制度である。 平成22年度税制改正において、外国子会社合算税制について二重課税を排除するため改正がなされたが、対象となる特定外国子会社等の株式等の売買・償還等が行われ出資比率等が変動した場合など一部のケースで引き続き二重課税が生じている。

わが国金融機関には、特定外国子会社等が関わるスキームで資本調達を行っているケースがあり、国際的に自己資本規制強化等に係る議論が進められているなか、多様な資本調達手法を確保しておく観点からも、こうした二重課税の排除が望まれる。

したがって、外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを 図ることを要望する。

- 景気悪化による欠損により外税控除ができない状態となっている。3年間では、二重課税を解消しきれない。
- 控除限度超過額、控除余裕額を現状3年の繰越期間を7年に延長する。(欠損の繰越との整合)
- または控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める。
- 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、 控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得 る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも5年に延長するよう要望する。
- 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきである。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。
- 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間を、少なくとも5年以上に延長することを要望する。
- 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から。
- 機器の輸出に付随して据付工事等を行う輸出プラント工事に工事進行基準が適用される場合等、外税控除 枠の計算の基礎となる国外所得の発生時期と現地における課税時期にタイムラグが生じる傾向が強い。この

ような状況下において国際的二重課税排除の実効性を確保するためには、控除余裕額及び控除限度超過額の 3年の繰越期間は甚だ不十分であるため、5年とすることを要望する。

- 控除未済外国法人税額が翌3年度以内に法人税割から控除しきれない場合は、二重課税が発生してしまうため。
- ②控除限度額計算上の試験研究費税額控除の取扱い

【理由】

- 外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費の税額控除前の法人税額とする。外国税額 控除制度は国際的二重課税の排除を目的とした制度であるため、試験研究費の税額控除などその他の税額控 除制度の適用額によって制約を受けるべきでない。
- 控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること。 控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受 ける事ができないケースが発生しています。国際的二重課税の解消という本来の目的をより確実に実現し、 国際的な税負担のイコールフッティングを図ることで、国際競争力の強化に寄与することができます。

③一括限度額方式の維持

【理由】

• 控除限度額・控除対象外税の所得別対応を要求する「所得別限度額方式」や国別の対応を要求する「国別限度額方式」は、控除限度額・控除対象外税の管理のために企業の事務負担及びコストを増大させることが予想されるため、現行の一括限度額方式の堅持を要望する。

(3) タックスヘイブン対策税制

①制度全般

【理由】

- 過度な二重課税を排除するため。租税回避の虞のない取引、スキームに対する二重課税は排除できる法文 構成にして頂きたい。
- 相次ぐ改正による制度の複雑化、難解化は適正な納税を目指す納税者に過重の事務負荷を強いているため。 本税制を本法化し、簡潔・明瞭な制度設計に改めて頂きたい。
- ②トリガー税率の見直し

【理由】

- 法人税率に連動したトリガー税率の見直し 将来の法人税率変動を前提に、トリガー税率を法人実効税率の1/2と定義しタイムリーな税制対応を図 る。
- タックスヘイブン税制において、法令改正により基準の緩和(基準税率の引き下げ・適用除外基準や非関連者基準の緩和等)が実現したが、個別の規定における定義付けに一部曖昧な部分があるので通達等で明確にすること。また、各国の法人実効税率の引き下げ傾向が継続する状況を鑑み、今後も適時適切に基準の見直し等を図ること。
- 軽課税国の判定基準である現行の税率20%については、近年の諸外国の法人実効税率引き下げ状況を踏ま え、15%に引き下げていただきたい。

③規定等の明確化

【理由】

• タックスヘイブン税制において、法令改正により基準の緩和(基準税率の引き下げ・適用除外基準や非関連者基準の緩和等)が実現したが、個別の規定における定義付けに一部曖昧な部分があるので通達等で明確にすること。また、各国の法人実効税率の引き下げ傾向が継続する状況を鑑み、今後も適時適切に基準の見直

し等を図ること。

- 租税負担割合計算上の非課税所得(外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額)の明確 化外国子会社において同一事業年度に生じた性質の等しい項目(株式譲渡損益、為替差損益など)が現地で 非課税の場合、当該損益を相殺した上で非課税所得とすることの可否を明確にして頂きたい。
- 特定外国子会社等の適用対象金額を本法法令により計算する場合においても、法57条の欠損金は所得計算の規定から除外されているが、特定外国子会社等が解散し残余財産が無い場合に期切れ欠損金が使えないこと。

また日本の適格組織再編と同等の適格合併等を行った際に被合併法人の欠損金が使えないことには不合理があると思われるため、取り扱いを明確化すべきである。

④適用除外基準の整備・明確化

【理由】

- 事業活動の多様化により、主たる事業の判定が複雑化しているため、判定基準をより明確にして頂きたい。
- いわゆる「適用除外基準」を満たすか否かの判断において、実務上判断に迷うケースが多い。正常な活動 を営む外国子会社であっても、適用除外基準を満たさないとして合算課税の対象になることも多い。税制の 制度趣旨から逸脱した課税をなくす必要もある。

⑤添付資料の削減

【理由】

• 特定子会社の財務諸表など申告書に添付要件となっている書類を参考要件とする。 E-Tax 推進の面からも添付書類は削減すべき。

⑥統括会社要件の緩和

【理由】

- 物流統括会社の場合、統括業務の機能が重要視され、資本関係は必ずしも必要はないと考えられるため。
- 発行済株式等の全部が、直接又は間接に一の内国法人に保有されていることが、統括会社に該当するための要件の一つとされている。そして、この場合における発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、一の内国法人のその特定外国子会社等に係る直接保有株式等保有割合(当該一の内国法人の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合)と当該一の内国法人の当該外国子会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合により行うものとされており、間接保有株式等保有割合とは、当該一の内国法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいうとされている。

この間接保有株式等保有割合の計算にあたり、当該一の内国法人の他の内国法人が名義株主として間接に有する外国法人の株式等の数又は金額はないものとして取り扱うこと。現行法上、特定外国子会社等への出資形態が日本親会社及びその日本子会社により100%保有となっている場合には、その特定外国子会社等は統括会社に該当しないことになる。

しかし、諸外国の中には、会社法等において出資者が2以上でないと法人を設立することができない国があり、会社法等のその設立要件を満たすため、その外国(持株)会社を日本親会社及びその日本子会社により100%保有しているケースも多くある。日本親会社が実際の権利者として100%保有し、会社法等の規制のために名義株主として日本子会社が少数株式を保有するような場合には、その外国(持株)会社が統括会社となることができるように、政令の改正を望む。

⑦租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入

【理由】

• 多数の子会社株式を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは事務作業が膨大となり負担となっている。

⑧合算対象の拡大

【理由】

• 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず、欠損金のある子会社も合算対象とすること。 所得のみを合算し損失の通算を認めない現行制度は非常に不公平である。悪質な租税回避行為は別の方法で 歯止めをかければよい。

⑨グループ法人税制の適用

【理由】

• 日本と異なる海外の諸制度に対して国内税法を適用することの困難性・不合理性があることは認識しているが、適用対象金額の計算において組織再編税制の適用が除外されていないことを考慮すると、グループ法人税制の適用が除外されているのは、公平性に欠いている。また、英国及び英国と類似した会社法を採用する国では、合併という制度が存在しないことから、例えば英国内での組織再編を実施する上で、日本の外国子会社合算税制が足かせになっている事実がある。

日本企業が海外での組織再編を迅速に実施することが可能となり、よりスピーディーに海外事業展開が可能になり、国際競争力の強化に繋がることが期待できるので、外国子会社合算税制にグループ法人税制の適用が可能となるよう改正願いたい。少なくとも同一国内間の法人間での取引には、本税制が適用できるよう配慮願いたい。

⑩合算対象所得の見直し

【理由】

• 措法66条の6第4項1号から7号において特定所得を規定しているが、現行、1号から5号について、事業の性質上重要で欠くことができないできない業務から生じたものを除くとしているが、6号も当該除外規定に含める。一つの事業を海外子会社がグローバルに事業を統括している場合、各国の事情を考慮して様々な形態で事業を展開していくことになる。当該子会社が非関連者に売買を行う形態、グループ子会社を通じての販売形態、当該子会社からライセンスを付与されたグループ子会社が製造・販売を行う形態などである。このように、同じ事業に係る商標権等について、ライセンスの提供により生じる所得だけを外国子会社合算税制の対象所得(資産性所得)とすることには、大変違和感を感じている。上記の場合、当該海外統括会社にとって製品に係る権利は必要不可欠であり、現行制度は海外での効率的な事業展開を阻害する。したがって、商標権等の提供に係る所得のウェイトが主たる事業から得ている所得に比較して少ない場合には、資産性所得の対象から除外するよう法律で規定願いたい。

①特定外国子会社等の範囲から、取得から一定期間経過していない外国関係会社を除外

【理由】

• 海外の企業グループを買収した時に図らずも外国子会社合算税制の対象となる会社が含まれている場合がある。このような事態は予測が不可能な場合が多いので、海外の企業を買収した場合には、日本法人の買収初年度の申告からは同制度を適用しないことを法律で規定願いたい。

また、海外企業グループ買収後に事業統合や組織再編を実施していくことになるが、これらの組織再編等を実施することにより、租税回避を意図していないにも関わらず、課税が生じることとなる。買収後のシナジー効果を最大化するためには組織再編等を迅速に実施することが日本企業の国際競争力強化のためには不可欠であり、特定外国子会社等の再編・整理が完了するまで一定期間(例えば買収後1年間)は特定外国子会社等の範囲から除外することを法律で規定願いたい。

②租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」(第66条の6以下)に関して、「外国関係会社」への該当性を判断する租税特別措置法施行令第39条の16及び第39条の20等の適正化

【珅 山】

• 持株 SPC (軽課税国に所在するものに限る。以下同じ。) が償還期日の異なる複数シリーズの優先出資証券を発行し、かつ、先に償還を迎えるシリーズの優先出資証券がある事業年度の先行配当と同じ基準日で償

還される場合において、先に償還を受けた優先出資証券の投資者はその持株 SPC の事業年度末における株主等には該当しないため、租税特別措置法第66条の6等の適用対象とはならず、当該優先出資証券の償還を受けた投資者に支払われた配当の原資となる BKSPC 所得についての合算課税は発生しません。そのような場合においては、残存する他の優先出資証券の投資者と持株 SPC の普通株主が、償還を受けた優先出資証券の投資者が本来負担すべき BKSPC 所得についても超過的に合算課税を受けることとなってしまいます。

なお、この問題は、持株 SPC が発行する優先出資証券単一シリーズのみであっても、当該優先出資証券がある事業年度の先行配当と同じ基準日で償還される場合においては、残存する BKSPC 普通株主においても生じ、当該普通株主に多額の超過的課税を生ぜしめます。

また、平成22年度税制改正において二重課税を回避するために設けられた「間接特定課税対象金額」の算定に係る認識時期は、合算課税の「課税対象金額」の算定に係る認識時期と異なります。そのため、例えば持株 SPC、BKSPC の事業年度末が1月、投資家の事業年度末が3月であり、各 SPC の事業年度末を基準として償還が行われる事業年度等においては、当該投資家の当該配当事業年度に係る一部若しくはすべての受取配当について、二重課税を受けるおそれがあります。

③外国関係会社がその本店所在地国における連結納税制度に加入する場合に、特定外国子会社等に該当するかど うかの判定(20%判定)の方法を明確化

【理由】

• 現行税制の下では、外国関係会社が現地法令に基づき連結納税制度に加入している場合における税率20% 判定の方法が明らかにされていない。

(4)保有割合要件の緩和

【理由】

• グループの持株割合が10%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、10%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を20%以上に緩和していただきたい。

⑤関連者取引基準の廃止

【理 由】

• 本条文の趣旨は、特定外国子会社等が事業実体があるかの判定のため、客観的な指標として導入されていることは理解できるが、平成22年税制改正で導入されたとおり、海外事業にあったって、一定の地域を統括する機能を有する会社を設置することがあり、当該統括会社は、子会社のみならず、親会社、兄弟会社といったグループ会社から仕入れを行い、また、グループ会社へ販売するといった形態をとることがある。こういった企業においても、統括会社として、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所等を保有し、事業としての実体がある場合があり、関連者基準を満たしていないからといって、課税することは合理的でないと思われるので、統括会社の関連者取引基準の緩和から、さらに進んで関連者取引基準を撤廃願いたい。

⑥特定外国子会社等を有する場合の申告納期限の延長

【理由】

• 海外子会社は、事業年度終了後、決算確定及び申告期限までの期間が長い。このため日本親会社の確定申告作業中に、特定外国子会社等の計算書類等が完成していないことが多々あり、日本親法人はやむを得ずドラフトの計算書類等をもって合算税額を計算せざるを得ない実態がある。

特定外国子会社等の計算書類が確定し、合算税額が増になった場合、速やかに日本親法人が修正申告したとしても、延滞税が発生することがあり、逆に減額更正も発生する。

現行親法人との差異が2ヶ月以上ある場合は、翌期の申告に取り込むことで配慮されているが、2ヶ月から6ヶ月に延長するよう改正願いたい。

①特定外国子会社等を判定するにあたり、一定の割合未満の株式を保有する内国法人を除外する規定を創設 【理 由】

• 現在、外国関係会社を判定する際、内国法人が直接及び間接保有の出資割合が100分の50を超えるものとしているが、一定の出資割合(例えば10%)未満の株式を直接及び間接に保有する内国法人は、内国法人から除外して外国関係会社の判定を行うようにして欲しい。上場している他パートナーと50%、50%にて外国法人を設立するような場合、他パートナーの株式が内国法人に1株でも保有されていれば、本邦居住者によるコントロールがないにも関わらず、当該外国法人が外国関係会社に該当してしまう。米国のCFCルールと同様、上記のよう除外規定を設けて欲しい。

(4) 外国子会社配当益金不算入

①上限の廃止

【理由】

- H21年度税制改正により、合算後10年を過ぎて親会社に配当を行なう場合、外国子会社については、95%までは二重課税排除措置が講じられたが、依然5%部分については二重課税となっている。また外国子会社に該当しない特定外国子会社からの配当について二重課税となるのは不合理である。既に一旦課税している留保所得については、配当に期限を設けず二重課税が起こらない仕組みとするべきである。
- 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠が不明瞭。二重課税の排除を完全なものとするため、益金不算入割合を100%とする。

②出資比率要件の引き下げ

【理由】

- 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、出資比率要件を「25%以上」から「5%以上」に引き下げていただきたい。
- ③配当にかかる源泉所得税の損金不算入規定の見直し

【理由】

- 外国子会社からの配当について、源泉地国で課される源泉所得税は、税額控除対象外であり、かつ損金不 算入とされており、過大な負担になりかねない。海外投資の円滑化等のためにも、当該外国源泉所得税につ いて、税額控除、又は最低でも損金算入は認めて欲しい。
- ④内国法人の受取配当塔の益金不算入制度との統合

【理由】

• 内国法人間の受取配当等の益金不算入制度と、外国子会社受取配当等益金不算入制度は、立法の経緯こそ 異なれ、趣旨・制度いずれも類似の制度である。よって、両制度を統合・合算し、簡素な申告手続きを実現 する。

(5) 租税条約

①締結の推進

【理由】

- 租税条約は、移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図るための重要な手段である相互協議の前 提となるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。
- 二国間租税条約の新規締結・改定の推進
- ①今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の一層の推進
- ②親子間配当に係る源泉徴収を免除できるよう二国間租税条約の見直しを要望いたします。

- ③移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し、租税ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。
 - ①ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約がモデルになるかと考えております。
 - ②配当に掛かる源泉税は、平成20年度に創設された「外国子会社配当益金不算入制度」の効果を減殺することになります。
 - ③経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。
- 「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対 外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行 っている。

アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

- 配当益金不算入制度のメリットを十分に享受するには、受取配当にかかる源泉所得税率の引き下げが必要である。
- ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルに、今後投資交流 の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の一層の推進をしていただくよう、要望いたします。

配当に掛かる源泉税は、平成20年度に創設された「外国子会社配当益金不算入制度」の効果を減殺することになります。親子間配当に係る源泉徴収を免除できるように二国間租税条約の見直しを要望いたします。特に、多くの日系企業が進出しているドイツ・中国は最優先での対応を要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。 移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約 の新規締結を加速し、租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。

配当に掛かる源泉税の低減により、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と 再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待されます。

また、租税条約の新規締結や制度の改定を推進することで、移転価格課税等に関する相手国との相互協議や仲裁制度の実現による国際的二重課税の回避が可能となり、わが国企業が経済のグローバル化に柔軟に対応できるようになります。

- 引続き各国との租税条約および締約相手国における国内法と条約との矛盾を解消する動きを我が国政府から積極的に働きかけていただきたい。税制改正事項ではございませんが海外子会社受取配当益金不算入制度によりその重要性が高まっております。
- 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。

そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。

②国内源泉所得の租税条約による読替規定の見直し

【理由】

• 国内源泉所得の租税条約による読み替え規定の見直し:国内源泉所得を租税条約の規定で読み替える場合、 無条件に読み替えるのではなく、駐在員事務所等の設備の使用料は除外する。

租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で賃借されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

③適用手続きの見直し

【理由】

• 租税条約適用の手続きについて、日本では支払前に届出書を提出しなければならないが、取引相手方の非

居住者とのやり取りに時間が要するので、支払前までに書類を提出するのは、源泉徴収義務者として事務負担となる。米国、英国など他国では、支払者(源泉徴収義務者)側での書類の会社保管となっている。日本においても、書類の提出から会社保存要件への変更をお願いしたい。

- 特典条項を有する租税条約の場合、さらに付表と居住者証明書の提出が必要で、居住者証明書の入手に時間を要することが一般的であり、支払日の前日までにすべての書類を整えて税務署に提出しておくことには、相当の事務と労力を要する。そして、特典条項を有する租税条約の場合は特に、居住者証明書を相手方が入手する手間を考慮して、日本法人側でグロスアップで税負担をする例が実務上は発生していると認識している。
- 租税条約に基づき、取引先が所得税等の免税措置を受ける場合には、「租税条約に関する届出」に加え「特 典条項に関する付表」の提出が必要となるが、更新期限が1年となるケースがあるため、3年~5年程度の 長期化を要望する。

更新頻度が高いことにより、当方・取引先双方に相当の事務処理や管理の負担がかかっている。また、期限切れを防ぐため、更新期限前に書類を提出する対応を行うと、実質的に1年より短くなってしまい、合理的とは言えない。

④租税条約適用に関する届出の簡素化

【理由】

• 現行の複雑かつ煩瑣な手続は、国際的商取引の迅速性、確実性を阻害するものであり、また、企業の実務 遂行にも大きな負担となっている。

Ⅱ 所得税

(1) 給与所得関係

①給与所得控除の見直し

【理由】

- 給与収入が大きくなるほど、給与所得控除が無制限に大きくなる現行の制度は、概算必要経費として説明できる金額を大きく超える場合があるので、上限を設定する方向で見直すべきである。
- ②会社が負担した海外個人所得税法上の取り扱い

【理由】

• 日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、 法令・通達ではその取扱いが明確にされていないが、税務調査等の税務当局による課税実務においては、給 与所得であるとされている。

しかしながら、

- ①会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、当該出張者の「生活レベルを維持するためのもの」であることから、令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
- ②「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達9-5-5 (役員等に対する罰科金等)、9-7-16 (法人が支出した役員等の損害賠償金)の取扱いとに不整合があると考えられること
- ③所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、日本と外国との課税範囲・税率が異なること、又、法人の場合と異なり、個人の場合には、外国税額控除限度額の基礎となる国外所得を永続的に確保することが困難であること等により、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いこと

から、会社が負担した海外個人所得税の所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨 通達等で明らかにするよう要望する。

(2) 居住用財産の買換特例

【理由】

- 一層の住宅取得促進、不動産の開発促進等流動化を図るために、本特例の適用要件(所有期間要件の廃止 の)緩和を要望する。
- ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失にかかる損益通算規制の撤廃

【理 由】

• 現行税制では、個人が含み損を抱えた賃貸用不動産や遊休土地を売却処分するメリットが無く、結果として資産を抱え込む状態となり、不動産取引の停滞を招く一因となっている。

譲渡所得の損失は、所得税法では損益通算の対象とされているにもかかわらず、土地・建物等については租税 特別措置法による暫定的な措置として損益通算が制限されている。規定の見直しが妥当と考える。

(4) 税額控除の拡充等

①住宅借入金等の所得税額控除の恒久化

【理由】

住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、良好な居住環境を形成するためには、

社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充された。

しかしながら、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を図ることを要望する。

なお、民間金融機関のローンに関して、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇と同等の税額控除制度を措置することをあわせて要望する。

②医療費控除対象の拡大(生計を一にしない親族に関する医療費負担)

【理由】

• 老親の介護費用等については、同一生計にあるかどうかにかかわらず、その子供全員で負担することも多いので、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合でも民法上の扶養義務がある場合には、医療費控除の対象とすべきである。

(5) 金融取引市場の活性化措置

①上場株式等の譲渡所得・配当所得に関する軽減措置の延長・恒久化

【理 由】

- わが国の株式市場への個人投資家の参入をいっそう促進し、ひいてはわが国の経済の活性化を図るため、 簡素で分かりやすい現行の軽減税率を恒久化することを要望する。株式投資でリスクマネーを供給する投資 家に税率優遇による一定の投資インセンティブを与えることが有効である。
- 近年、我が国の株式市場における外国人投資家による上場株式の売買構成比が高まっており、外国人投資家の市場におけるプレゼンスが非常に大きくなっています。一昨年の金融危機後、日本株が危機の震源地である各国に比べ回復が出遅れている背景には、市場の厚みが必ずしも大きくないという問題が存在しており、個人投資家の育成は急務であります。

また、わが国の約1,450兆円といわれる個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は昨年12月末現在で約10%と他の先進主要国と比べても、依然として相対的に低い水準となっており、個人を含む幅広い投資者が安心して投資を行うことができる裾野の広い厚みのある市場を形成することを目指し、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへの資金移動を促進するためには、個人投資家にとって簡素で分かりやすい本措置の意義は大きいものと考えます。

さらに、我が国の本格的な景気回復には依然として相当の期間は必要であると考えられ、そのためにも本措置を当面の間維持することは不可欠と考えます。

②振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者 のグループ会社である海外証券業者等を除外すること

【理由】

• 非居住者等の保有する振替社債等の利子等の非課税制度および特定民間国外債の利子の非課税制度の適用を受けられないとされる、社債を発行した内国法人の海外のグループ会社等(「特殊関係者」)に、日本の金融機関の海外グループ証券会社も含まれる。これにより、海外グループ証券会社が行う、日本親法人の発行する社債のディーリング等が困難になる問題が指摘されている。いっそうの国際的競争力を求められる日本の金融機関の資金調達を円滑に行えるようにするため、海外グループ証券会社の市場仲介機能も考慮し、「特殊関係者」から日本の金融機関の海外グループ証券会社を除外することが望まれる。

• 海外市場(証券業者等を利子について免税とする旨の租税条約を我が国との間で締結していない国・地域に限る。)の投資家向けに、証券会社のホールディングカンパニーが振替社債等又は民間国外債を発行した場合、当該海外市場における海外証券業者等がマーケットメイクを行うこととなります。しかしながら、当該海外証券業者等は、形式上、当該振替社債等又は民間国外債の発行者の「特殊関係者」に該当してしまうことになります。

このため、当該振替社債等又は民間国外債につき最も適正なマーケットメイクを行う能力がある海外証券業者等を取引相手方とする非居住者又は外国法人は、当該振替社債等又は民間国外債の利子及び償還差益に係る非課税措置を享受することができなくなってしまいます。この結果、非居住者又は外国法人は、所有期間通算等の問題から、金融・証券グループを形成する内国法人が発行者となる振替社債等又は民間国外債を取得できなくなる可能性があります。証券業者等が受け取る利子について免税とする旨の租税条約を我が国との間で締結していない国・地域のグループ内海外証券業者等に関する上記の取引上の障害を除去するため、日本の法令への明文化が必要であると考えます。

また、民間国外債について発行者のグループ会社である海外証券業者等が参加する引受シンジケート団を組成した場合、当該民間国外債の顧客からの需要等により、当該引受シンジケート団の構成員との間で引受ロットの調整を行います。しかしながら、租税特別措置法第6条第10項の規定では当該引受ロットの調整が可能か否か明確ではないため、民間国外債について発行者のグループ会社である海外証券業者等が引受けを行うことができなくなってしまいます。

③金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の拡大

【理由】

• 一般社団法人、一般財団法人といった、資本又は出資を有しない一定の内国法人が受取る振替債の利子について、源泉徴収を不適用とする措置を講じること国内公社債市場の活性化には、多くの投資家が取引に参加できる環境を整備することが重要である。

現在、日本の公社債市場においては源泉徴収を受ける主体が保有しない公社債(「非課税玉」)の取引が、価格や流動性の面において有利な状況となっている。課税主体である一般社団/財団法人であっても、振替債の利子の源泉徴収の不適用措置を講じることで非課税玉の取引の参加を可能とすることは、投資家の確保、一般社団/財団法人移行前の特例民法法人の公社債市場からの離脱防止のためにも非常に重要である。既に、一般の事業法人(課税主体)でも1億円以上の資本金を有することを条件に振替債の利子の源泉徴収を不適用とすることが認められていることも踏まえ、平仄を合わせることを要望する。

④外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間 に係る部分に相当する額について源泉徴収を不要とする措置

【理由】

• 公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が国外公社債の利子の支払いを受ける場合には、一定の要件を下に、所有期間に係る部分に相当する利子の額については源泉徴収が行われないこととなっております。また、外国法人が国外公社債の利子(国内源泉所得に該当しないものに限ります。以下この項において同じ。)の支払いを受ける場合には、当該利子に係る源泉徴収が行われないこととなっております。

現行税法上、公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が国外公社債について、利子の計算期間の中途で公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等から取得した場合には、当該国外公社債の利子に係る源泉徴収を不要とされる期間が通算されますが、外国法人から取得した場合には、利子に係る源泉徴収を不要とする期間は通算されないこととされております。

以上のような課税のアンバランスを解消するため、外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額について源泉徴収を不要とする措置を講じることを要望いたします。

⑤非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版 ISA)の見直し

【理由】

- 平成22年度税制改正にて措置された日本版 ISA は、個人投資家、日本版 ISA 口座の開設を受ける金融商 品取引業者等の双方にとって利便性に欠ける部分があると考えられるため、制度の改善が望まれる。例えば、 個人投資家が募集の申込みにより取得した上場株式等を非課税制度の対象とする必要がある。また、金融商 品取引業者における事務フローやシステムで過剰な負担になると思われる点も簡素化が必要である。
- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置(日本版 I S A)の制度については、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとするため、次の措置を講じていただきたい。
- 非課税口座では、先入先出法による払出しを要件とすること
- 非課税口座に受け入れる上場株式等として、金融商品取引業者等が募集を行うものを追加すること
- 上場会社による非課税口座内上場株式等の公開買付けに応じて売却した場合におけるみなし配当に係る配 当所得及び譲渡所得は非課税の適用対象から除外すること
- 無償割当てされた上場新株予約権を非課税口座の受入れ対象とすること
- 国外株式及び国外投資信託等の配当等について、当該配当等の支払の取扱者である金融商品取引業者等から交付を受けるものは、非課税の適用対象であることを明確化すること
- 非課税口座の取得価額の継続的な管理をしないこととし、非課税口座年間取引報告書の記載を改善すること(なお、仮に、本要望の実現が困難な場合には、特定口座と同様の取得価額の管理とし、非課税口座年間取引報告書の記載を改善すること)

平成22年度税制改正において、上場株式等に係る軽減税率が本則税率化することに伴い、平成24年1月から非課税口座(いわゆる日本版 ISA)制度を導入するが決定されました。

しかしながら、非課税口座制度は、金融商品取引業者等における従来からの事務フローや特定口座制度と整合的ではない仕組みとなっているほか、個人投資家にとっても使い勝手が悪く、理解が得られにくいものになっていると考えられます。

非課税措置という性質上、個人投資家の故意による不正行為などは未然に防止する措置が必要ということは理解できるものの、複雑かつ難解な措置を講じることにより、個人投資家の口座開設時や確定申告時などに過度な対応を求めることになり、また、金融商品取引業者等における事務及びシステム等にも過度な負担を課すこととなる結果、費用対効果に見合わない制度となり、制度自体がまったく利用されなくなることが懸念されます。

このため、個人投資家及び金融商品取引業者等にとって簡便で分かりやすい、また、その実務面に配慮した合理的な内容に改善いただきたい。

⑥金融所得課税の一体化措置

【理由】

- 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために、現在の複雑な金融税制を投資家にとってわかりやすいものとすることを要望する。バランスのとれた効率的な運用を可能とする、株式、公社債、投資信託、預金、デリバティブといった各種の金融商品の間で公平かつ中立な税制が必要である。また、リスクテイクをしやすい環境を整備するために、簡素な損益通算の仕組みも求められる。投資家、金融商品取引業者等の実務上の問題点等に関する議論を事前に充分に行い、機能的な税制とすることが肝要である。
- 個人投資家が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきであります。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資家のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであります。そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

具体的には、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益 通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備する ことが必要と考えます。 また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることからも、 金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要であります。

以上のことを踏まえ、証券市場へのリスクマネーの供給を促進するためには、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望いたします。また、投資家のリスク許容度を高める観点及び損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、主要諸外国では、既に無期限に損失繰越が認められているという状況も勘案し、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めることを要望いたします。

• 少子高齢化の進展から貯蓄率が顕著な低下傾向を示すわが国では、個人金融資産の効率的な活用が経済活力を維持するための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当って中立的であることが求められる。

政府税制調査会は平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成20年度税制改正では、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされ、平成21年に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」の附則において「金融所得課税の一体化を更に推進すること」が盛り込まれた。さらに、「平成22年度税制改正大綱」には、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直す」と明記された。

このような状況を踏まえ、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める、いわゆる「金融所得課税の一体化」をさらに推進していくことを要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とすることを要望する。

また、平成22年度税制改正では、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止による本則税率の実現にあわせ、少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版 ISA)が、平成24年から3年間の時限付きで法制上措置された。引き続き、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素なものとすることを要望する。

なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、 非課税措置の延長や拡充の検討が望まれる。

⑦特定口座の利便性向上に関する種々の税制措置の整備

【理由】

• 現在、社債、株式等の振替に関する法律第131第3項に規定する特別口座に受け入れられた上場株式については、特定口座へ受入れることができません。

特定口座において上場株式等を売却した場合における譲渡所得等の金額を顧客に代わって証券会社が計算する制度であるが、当該特定口座制度の利便性をより一層高めるために措置する必要があります。

なお、相互会社の株式会社化に伴って特別口座に管理されている上場株式のうち、株式分割や株式交換などのいわゆるコーポレートアクションがなかったものにあっては、当該特別口座に受け入れられた上場株式の取得日・取得価額については、株式会社化された日が取得日、売出価格が取得価額となり、価格操作の余地はないものと思われます。

• ストックオプション制度とは、発行会社が取締役や従業員等(以下、「取締役等」といいます。)に対して、 予め定められた価額(権利行使価額)で発行会社の株式を取得することのできる権利を付与し、当該取締役 等は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、発行会社の株式を取得し、売却することにより、株価上 昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度です。

当該取締役等が発行会社との間で締結した契約により与えられた、租税特別措置第29条の2の規定の適用を受けた一定の要件を満たす新株予約権等を当該契約に従って行使することにより取得した上場株式(以下、「適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。)を取得した場合には、当該

適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式の権利行使価格と当該権利行使をした日の当該 上場株式の時価との差額にかかる経済的利益については、所得税を課さない措置が講じられております。当 該適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、同法の規定により上場株式等に 該当する場合であっても、特定口座に受け入れることはできない措置が講じられております。

一方、適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式に係る経済的利益について、非課税の適用を受けないで取得した上場株式(以下、「非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。)については、平成21年5月31日までの間は、特例上場株式等の特定口座への受入れ制度の適用を受けて、特定口座に受け入れておりました。しかし、当該制度が、平成21年5月31日に廃止したことを受けて、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、特定口座に受け入れることができなくなりました。

このため、現在、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式は、その上場株式等 に係る経済的利益について非課税の適用を受けていないにも関らず、特定口座に受け入れることができませ ん。

つきましては、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式について、一定の要件の下、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。

• 会社法第185条に基づく株式無償割当てにより取得した上場株式

現行税法上、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき会社法第185条に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録する方法により特定口座に受入れることは可能です。(措令第25条の10の2億六)

しかし、特定口座以外の口座に保有する上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等は特定口座へ受入れることができません。株式無償割当てにより取得する上場株式等は、無償で割り当てられるため、取得価額は零円で特定口座に受入れることができ、取得価額の不正操作などを行うことは不可能です。ついては、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、特定口座以外の口座に保有する上場株式等につき、会社法第185条する無償割当てにより取得する上場株式等を取得価額零円で特定口座へ受入れる措置を講ずるよう要望いたします。

会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権

現行税法上、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権については、 当該上場新株予約権に係る上場株式等が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等でも、特定口座以外の口 座に上場株式等を保有している場合であっても、特定口座に受入れることができません。新株予約権無償割 当てにより取得した新株予約権は、無償で割り当てられるため、取得価額は零円で特定口座に受入れること ができ、取得価額の不正操作などを行うことは不可能です。ついては、特定口座における顧客の利便性向上 の観点から、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び特定口座以外の口座に保有する上場株式等につ き、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権を取得価額零円で特定口 座へ受入れる措置を講ずるよう要望いたします。

• 現在、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である上場新株予約権の行使により取得した上場株式等 については、特定口座に受入れることができます。(措令第25条の10の2⑤十二)

しかし、当該条文では、「特定口座内保管上場株式等に付された上場株式等の行使により取得した上場株式等」を特定口座に受入れるとの規定になっております。

当該規定では、上記により取得する上場新株予約権の行使により取得する上場株式等の特定口座への受入 れについて明確に規定されているとはいえないことから、当該上場株式等の特定口座への受入れを条文上明 確化するため要望いたします。

- ①相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等(被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む)
 - ②上場等の日の前に取得した上場株式等
- ③非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等

以上の上場株式等は、特定口座以外の口座に保有されていたものについて、一定の条件により特定口座に受入れることができる措置です。

しかし、これらの上場株式等について、特定口座に受入れる場合には、当該上場株式等について、当該特定口座に受入れる者にあって、同一銘柄がある場合には、当該上場株式等の特定口座への受入れを「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」に基づいて行うよう国税当局より行政指導が行われているところであります。

しかしながら、これらの上場株式等については、同一銘柄を例えば相続などにより取得する場合には、当該相続などにより取得した上場株式等の取得価額が不明なものがあり、当該取得価額が不明なものとの「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」を計算することが不可能なケースがございます。また、特定口座に受入れる証券会社サイドでは、このような「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」が税法上有効な取得価額かどうか不明であり、またそれを検証する術がないため、現行税法上措置されていても、実務上特定口座に受入れることができない場合が散見されます。

つきましては、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、左記①から③の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、 当該上場株式等の取得に要した金額によることができる措置を講じていただきますようよろしくお願いします。

• 現行税法上、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と特定口座を開設する金融商品取引業者等が同一の証券会社である場合には、当該持株会等口座で取得した上場株式等について、当該特定口座に受入れることができます。(措令第25条の10の2億三)

しかし、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と特定口座を開設する金融商品取引業者等が同一でない場合には、たとえ一定の資本関係にある金融商品取引業者等間であっても当該特定口座へは受入れることはできません。一定の資本関係がある金融商品取引業者等間の関係は、税法上同一の金融商品取引業者等とみなされる規定があり、持株会等口座で取得した上場株式等について、一定の資本関係がある金融商品取引業者等の特定口座に当該持株会等口座で取得した上場株式等を受入れることができます。(措令第25条の10の2億二十二)つきましては、当該持株会等口座により取得した上場株式等が、一定の資本関係がある金融商品取引業者等の特定口座へ受入れられる現行制度との整合性及び特定口座における顧客の利便性向上の観点から、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と一定の資本関係にある金融商品取引業者等が開設する特定口座への受入れを可能とする措置を講じるようお願いいたします。

• 現行税法上、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後二年を経過する日の属する年の12月31日までの間に当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止されます。(以下「特定口座のみなし廃止制度」という。)(措令第25条の10の7③)

なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、みなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならなりません。(同令④)

しかし、そもそも残高のなくなった特定口座について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられます。

このため、当該特定口座において、取引を行いたいと思った顧客が特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度特定口座開設届出書を提出しなければらず、投資家にとって不便な制度となっております。

ついては、当該特定口座のみなし廃止の適用の有無について、金融商品取引業者等による選択を可能とし、引いては、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じるようお願いいたします。

⑧各種書類・手続きの簡素化

【理由】

- 平成21年度税制改正により、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る支払通知書につき年間一括交付方式が認められましたが、所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書についても措置するよう要望いたします。
- 平成22年1月から源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等を受入れることが可能となり、各年分の 特定口座年間取引報告書には当該各年の源泉徴収選択口座内配当等に係る明細を記載することが措置されて おります。

しかし、源泉徴収選択口座内配当等の詳細をすべて記載することで、例えば、毎月分配の投資信託や多数の上場株式等を保有する投資者にあっては、当該特定口座年間取引報告書の量が膨大になることがあり得るため、源泉徴収選択口座内配当等の明細の記載の省略を認めるよう措置することを要望いたします。

• 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、一定の場合を除き、確定申告を行うことはありませんので、顧客から特定口座年間取引法報告書の交付依頼がない限り、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望いたします。

なお、顧客からの要請があれば、特定口座年間取引報告書の提出をいたしますので、まったく顧客に交付 しないということではございません。

- 平成21年1月5日実施の「株券電子化」により、国内上場株式の実質株主報告の際の印影管理が不要となるなど合理化が図られました。これにより証券会社においては、株式実務関係の書類以外の各種届出書等についても、押印欄を削除し、印影管理を不要とすることで、顧客の利便性向上あるいは証券会社の事務処理の合理化を図りたいとの声が高まっているため、要望いたします。
- 顧客が提出する特定口座開設届出書等の各種届出書について、書面によらず、電磁的方法により届出を行 うことを可能としていただくよう要望いたします。
- 実務上、顧客が取引する金融商品取引業者の営業所を変更した場合、変更前の営業所で管理されていた顧客からの受入書類等は、変更後の営業店に引き継がれます。変更前の営業店で受け入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、変更後の営業所に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性はないと考えられます。例えば、特定口座を開設する際には告知(本人確認書類の提示を含みます。)が必要となりますが、同一金融商品取引業者における営業所の変更に際しては、改めて本人確認書類の提示及び提出は求められていません。

このため、金融商品取引業者に対して、既に顧客から税法上の告知(本人確認書類の提示及び提出を含みます。)を受けている場合であって、当該金融商品取引業者に過去に届け出た内容(氏名及び住所)に変更がないときは、改めて本人確認書類の提示及び提出は不要とすることを要望いたします。

- 現在、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類については、犯罪収益移転防止法上の本人確認 書類とは一致していない。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていない。この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければならない。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望いたします。
- 国外投資信託等又は国外株式等の配当等に係る特定口座年間取引報告書に記載する「配当等の額」、支払 通知書及び支払調書に記載する「配当等の金額」に記載する金額については、税法上の規定及び税務執行当 局の解釈等により現状以下のとおりとなっていると伺っております。
 - ◎特定口座年間取引報告書

「外国所得税の額」を含めた総額で記載

◎支払調書

「外国所得税の額」を含めた総額で記載

◎支払通知書

「外国所得税の額」を控除した純額で記載

納税者は、これら特定口座年間取引報告書、支払通知書を確定申告書に添付のうえ、確定申告などに利用

することとるが、「配当等の額」の表示額が異なることとなるため、顧客に混乱を招く懸念があります。

このような現状は是正されるべきであると考えますが、税務執行当局からは本件について是正措置が必要な場合は、税制改正要望をされたしとの示唆があったため、当該示唆に応じて税制改正要望を行うものであります。

⑨租税特別措置法第37条の12の2の適用対象拡大

【理由】

• 上場取得条項付新株予約権付社債の取得事由の発生により取得対価として株式以外の資産が交付される場合であって、当該上場取得条項付新株予約権付社債について譲渡損失が生じる場合には、当該譲渡損失を租税特別措置法第37条の12の2の適用対象となっていないが、これを適用対象としていただきたい。

⑩租税特別措置法第9条の4の2の適用対象拡大

【理 由】

○公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について租税特別措置法第9条の4の 2の適用対象とすること

現在、特定株式投資信託の償還時の課税については、その他の株式投資信託と同様に、個人投資家について個別の受益証券に係る設定時の取得元本にかかわらず譲渡益課税とされ、法人受益者については本来、配当所得とされております。

しかしながら、特定株式投資信託は市場で取引されていることから、転々流通する度に取得元本を引継ぐことは困難です。

このため、これまで特定株式投資信託の償還時には、現物との交換が可能であるか否かを問わず全ての受益証券を指定証券会社が時価で買取っている状況です。なお、この買取り行為自体が受益者側の協力を必要とする行為であるため、償還後、数年が経過しても全ての受益証券の買取りが終了していない例もあります。このため、公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について、本規定の対象となるよう要望いたします。

○外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること

現在、措法第9条の4の2については、「国内において支払を受ける」収益の分配に限定する規定振りとなっています。このため、外国籍の上場証券投資信託等について、当該上場証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は、本規定の対象となっていません。つきましては、外国籍の上場証券投資信託等についても、本規定の対象となるよう要望いたします。

(6) 確定拠出年金制度

①企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金の支給要件の緩和

【理由】

• 企業の退職金制度を淵源とする適格退職年金契約では、中途脱退給付の支給が認められている。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、適格退職年金契約からの移行に際し大きな障害となっているため。

②拠出限度額の引上げ

【理由】

• 現在、我が国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んに行われております。こうした状況の中、国民の老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっております。

その施策の一環として、平成13年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において 採用が除々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型を含め未だ充分に普及されたものになったとはいえ ません。 平成21年度税制改正において、拠出限度額の引上げ(注)が措置されておりますが、同制度が公的年金制度を補完するものとして充分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については、老後の所得を保障するために充分な額が確保できる水準となるまで更なる引上げを要望いたします。

また、年金資産の運用コストを引き下げる観点から、現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤 廃することを併せて要望いたします。

さらに、企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乗せすることはできませんが、厚みのある証券市場や老後に備えた資産形成を後押しする観点から会社による拠出枠の制約なくこれを認め、税制上の措置も併せて講じられるよう要望いたします。

- (注1) 企業型(他に企業年金がない場合)については「月額4.6万円(年額55.2万円)」から「月額5.1万円(年額61.2万円)」に、企業型(他に企業年金がある場合)については「月額2.3万円(年額27.6万円)」から「月額2.55万円(年額30.6万円)」に、個人型(企業年金がない場合)については「月額1.8万円(年額21.6万円)」から「月額2.3万円(年額27.6万円)」に、それぞれ引き上げられています。
- (注2) 2. については、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」が先の国会に提出されましたが審議未了により廃案となっております。
- ③個人型確定拠出年金に関する税制措置の見直し

【理由】

- (1) 就労活動の多様化が進む中、転職先の企業で企業型確定拠出年金が実施されていない場合であっても、 自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実を図ることができるようにすべき。また、企業が企業 型確定拠出年金を実施しているか否かにかかわらず、自助努力により掛金を拠出し、将来の年金給付の充実 を図ることができるようにすべき。
- (2) 確定拠出年金制度の資産は個人の運用資産であり、仮に特別法人税の課税凍結措置が解除されれば、長期に運用する若年層ほど税負担が重くなる可能性があり、世代間格差の要因となると考えられるため、特別法人税は撤廃すべき。

(7) 納期限の延長(源泉徴収)

【理 由】

• 年末年始、ゴールデンウィーク等、月初に連休となる場合は、源泉所得税の納付期限である10日に間に合わせるため、長時間残業や休日出勤を余儀なくされることがあるため、納付期限を翌月末とするなど期限の延長を要望する。

(8) その他

①公的年金者への年末調整の導入

【理由】

- 公的年金支払者に対して、扶養控除等申告書を提出した公的年金の受給者については、年末調整を行うこととし、高齢者の納税事務負担の軽減を図るべきである。
- ②被相続税財産の帳簿価額を相続時価額まで引上げ

【理由】

- 相続税と所得税の二重課税
- ③匿名契約に基づく利益分配に係る源泉所得税規定の整備

【理由】

• 匿名組合契約の計算期間の中途で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額(加減算調整考慮後)とすべきか、についても明らかとはされていない。

④支払調書提出先の一括化

【理由】

• 全国的に多数の営業所等を有する法人等では、効率化の観点で主たる営業所の特定部署において、支払実務の大半を集中している場合が多く、調書の作成提出が各営業所においてなされていないケースが多い。法定調書の再提出や、修正が必要な場合には、支払明細を集中管理している営業所に一元化することで、迅速且つ網羅的に対応することが可能となる。

⑤平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対する税制措置

【理由】

- 平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう以下の措置を講ずること
 - ①年金について公的年金等控除を適用する取扱いの継続
 - ②一時金および選択一時金を退職手当等とみなす取扱いの継続
 - ③遺族が受け取る年金について所得税を課さない取扱いの継続

既存の適格退職年金契約は平成24年3月31日までに他の企業年金制度等に移行することとされている。平成24年4月以降に適格退職年金契約が継続している場合の法人税法その他租税に関する法令の規定の適用については、法人税法附則第20条第4項にて、適格退職年金契約に含まれないものとみなすとされており、例えば、既に受給権取得済の年金受給中の者であっても、平成24年4月以降に受給する年金には公的年金等控除が適用されない等の不利益が発生する可能性があるため。

⑥名義人受領の配当所得等の調書(提出義務の適用除外)

【理由】

• 海外に所在する組合 (例:ケイマンLP) の場合、通常は日本国内にその営業の実態を有しないにもかかわらず、調書の提出を通じて組合員情報の開示を要求することは実務作業面や組合事業の一種の匿名性を考慮しても適当ではない。従って、海外に所在する組合は当該調書提出義務の適用除外とすべきである。

⑦教育資金形成支援税制の整備

【理由】

• わが国では少子化傾向に歯止めがかからず、総人口は平成17年には減少に転じている。このような状況下、 将来にわたって様々な分野において厚みのある人材層を形成し、活力ある社会・経済を維持するための施策 が不可欠であることから、子ども手当の支給や公立高校の実質無償化が実施され、高等教育における奨学金 制度の充実等を進めることとされている。

子育で世代に対するさらなる支援を図り、家計による長期的な教育資金形成を支援・促進するため、教育 資金形成目的で取得・保有する一定額の金融商品の利子等に対し、税制上の優遇措置を講じることを要望す る。

Ⅲ 相続税・贈与税等

(1) 相続税・贈与税一般

①株式等の評価額 (選択制度の導入)

【理由】

• 高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相等額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること。

わが国の個人金融資産の保有状況を年齢別でみると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有しています。一方で若年層ほど少ないという傾向があります。若年層は、投資運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的です。 このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待されます。また、現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じるとの指摘もあります。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、相続・贈与に関し、上記の施策について検討することが考えられます。

②死亡保険金の相続税非課税限度額(限度額の拡大)

【理由】

- 死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(「法定相続人数×500万円」)に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。なお、相続税の課税ベース等が見直された場合において、少なくとも現行の非課税限度額の水準を維持すること生命保険は、遺族の生活資金を準備する手段として広く国民に利用されているが、現行非課税限度額では遺族生活資金を確保するためには不十分であるため。
- ③財産評価の見直し(相続開始から申告期限までの間の価格変動を考慮した評価制度の導入)

【理由】

• 地価や株価の下落局面において、現行の評価制度では納税が困難になるケースが少なくない。

(2) 事業承継税制(対象範囲の拡大)

①医業法人の相続税・贈与税の納税猶予等の創設

【理由】

• 持分のある医療法人の出資者の死亡に伴い、後継者に発生する出資持分に係る相続税の納税を3年間猶予するとともに、3年以内に、後継者を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。

持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人や出資者による出資払込額の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人へ移行できるようにするため、相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置を設ける必要がある。

IV 消費税

(1) 消費税全般の改正

【理由】

- 現在の財政赤字の状況、税収構造に鑑みれば、消費税率の引き上げは止むを得ないが、税率引き上げに際しては、公平・中立・簡素に配慮しつつ、益税問題の排除や複数税率への対応のためにインボイス制を導入するなど、抜本的な改正を行うことが必要である。
- 企業への影響が大きいため消費税の増税については未定であるが、消費税を基幹税日にする場合の以下のような論点等について早期に公表することを要望する。
 - ①複数税率にした場合の問題点、
- ②インボイス方式を導入した場合の問題点、
- ③簡易課税及び免税点制度の問題点、
- ④課税売上割合95%の問題点等

(2) 複数税率の採用

①替成

【理由】

• 消費税率が引き上げられた際には、消費税が本来から有している逆進性の問題が顕在化することが懸念される。消費税率改正時には、食料品や医薬品等の生活必需品に対する軽減税率の適用を要望する。

②反対

【理由】

- 適用税率の判断並びに売上及び仕入れの税率ごとの分類集計などについて、事業者の事務負担を大幅に増加させることになる。
- 軽減税率適用売上事業者を中心に、還付申告者の増加が予想されるが、記帳の適正化等について、還付申告者が適正に対応できるかどうか疑問である。
- 軽減税率適用売上事業者を中心に、還付申告者の増加が予想されるが、記帳の適正化等について、還付申告者が適正に対応できるかどうか疑問である。
- 軽減税率を適用して税負担を不当に免れようとする意図的な租税回避行為が多発する可能性がある。
- 財政再建のための税率引き上げであることを明確にし、増税額が明確に認識出来るようにすべきである。

(3) 確定申告期限の延長

【理由】

- 納税者側に於いては、消費税の計算と法人税の計算には相互に関連性があることに鑑み、法人税の申告期限が延長されている場合には、消費税の申告期限についても延長を望んでおり、また、課税庁側でも消費税と法人税の申告書は同時に処理されており、消費税申告書を先に提出させる必要はないと思われるので、消費税申告期限の延長を制度を創設して欲しい。
- 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税については、決算確定までの 1ヶ月の延長期間が認められている。
- このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。
- ついては、法人税同様、1ヶ月の延長を認めていただきたい。
- 確定決算主義とは必ずしも連動はしないが、法人税の課税所得計算における扱いに準じるよう規定する通達が多く存在することや、個人事業者の消費税確定申告期限が3/31であることなどを踏まえると、法人税

と同様、課税期間終了後3ヶ月以内としてもよいのではないか。むしろ、決算額が変更した場合に修正申告や更正の請求を行う等事務負担軽減を考慮すれば延長特例を制定すべき。

- 法人税の確定申告は1ヶ月延長が可能ですが、消費税の申告期限は延長できません。消費税についても法人税の申告期限に合わせ、1ヶ月延長できるように要望するものです。
- 理由不記載

(4) 仮決算に基づく中間申告する際の申告の簡素化

【理由】

• 平成16年度より、毎月の中間申告納付が求められるようになりましたが、これを仮決算に基づき行う場合、 課税売上割合の計算等、煩雑な申告事務が毎月発生することとなります。したがって、事務量がこれまで以 上に増大することにより事業者の負担が重くなることから、申告手続きの簡素化を要望するものです。

(5) 仕入税額控除・課税売上割合の見直し

①損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し

【理由】

• 現下の厳しい財政状況を踏まえ、少子高齢化社会に対応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した税制を構築することが求められております。特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が本格化しつつある。消費税の導入以来、損害保険料は、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされており、また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、損害保険料は、非課税とされているそのため、今後も損害保険料は、消費税法上、非課税であるべきと考える。お客様から受け取る損害保険料には、消費税等が課されていないが、損害保険会社が支払う物件費や諸手数料などには、消費税等が課されている。損害保険会社が支払う消費税等の大半は、仕入税額控除の対象ではない。そのため、将来、消費税率が引き上げられた場合、消費税等の増税分が損害保険会社に累積し負担となり、結果として、損害保険料に転嫁せざるを得なくなる。しかし、相互扶助的な性質があり、国民の生活・経済活動の基盤ともなっている損害保険の保険料を、消費税率の引き上げに伴い値上げすることは、非課税としている趣旨を減殺し、お客様の納得感を得ることは容易ではない。このような観点から、損害保険業界といたしましては、将来の消費税率引上げの影響ができるだけ損害保険料に及ばないように、ご配慮をお願いしたい。

②有価証券の譲渡に係る課税売上割合の見直し

【理由】

• 有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、見直しを検討願いたい。例えば、今後、消費税率引き上げ時等に、業種特性を勘案した見直しを要望する。銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較し課税売上割合が低く、公平性に欠ける。

(6) 組織再編制に係る消費税

①適格現物出資における課税資産の譲渡

【理由】

- 課税資産を適格現物出資した場合、法人税では現物出資資産の簿価が新株の取得価額となるが、消費税で は新株の時価で課税資産の譲渡が計算されるため、不整合となっている。
- ②株式交換・移転における株式譲渡取引は『不課税取引』とすること

【理由】

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税に

おける取扱いを現行のまま「譲渡取引 (非課税取引)」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべき。

(7) インボイス方式の導入への反対

【理由】

- 付加価値税たる消費税の本質から見て、仕入れの事実があるにもかかわらず、インボイスがないという理由だけで、仕入税額控除を認めないのは、消費税の本質論から見て妥当ではない。
- インボイス方式は、税額を集計するといった新たな業務が必要となる。この新たなコストを中小企業に負わせることは、相当に問題である。
- 日常の商取引上において、免税事業者を排除する可能性が大きい。
- インボイス方式は、新たな悪質な租税回避行為を誘引する可能性があり、必ずしも脱税防止の切り札にはならない。

V その他の国税

(1) 印紙税の廃止

【理由】

• 平成元年に物品売買契約等で印紙税が廃止され一部の文書のみに課税されており、業種により税負担が不 公平

契約内容が同じでも、電子契約には課税されず、文書課税という曖昧な課税根拠になっている。

- 印紙税は、契約書等印紙税法に規定されている課税文書にかけられる税金であるが、課税文書は紙で作成された文書をさし、インターネット上の電子商取引には課税されないようになっている。同一内容の課税文書に対し、紙の書類には課税され電子書類には課税されないのは、課税の公平性の観点から問題である。
- 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を 廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反する。
- 印紙税はあくまで、文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する 現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、こ の際、印紙税を廃止されたい。
- 租税の公平性の確保
- 印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税と位置付けられますが、ペーパーレス化の進んだ今日、文書にのみ課税することは課税の公平性等の観点から不合理であり、廃止していただくよう要望いたします。電子取引が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から問題があり、廃止によって課税の公平性が確保されます。
- 請求書の明細や預金の明細、契約書等についてもIT化が進む現在、文書に課税する印紙税は、社会的な流れに逆行すると考える。今後益々普及する電子商取引では、印紙税は不要である一方、文書に印紙税が課されるのは、課税の公平性に著しい問題があると考える。
- 文書課税という課税根拠の曖昧さ
- 業種による税負担の不公平
- 重層請負構造による多重負担
- 諸外国との課税状況(欧米では課税なし)
- 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。
- 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じている。また、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含め企業に大きな負担となり、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。

(2) 課税文書範囲の見直し

【理由】

- 課税、非課税の範囲の簡素化。
- 時代の移り変わりによって、作成される文書の内容や手段が異なってきている。また IT 化も踏まえて、 課税文書となる要件をより明確化すべきである。

現時点、曖昧な規定の割りに、大規模な印紙不貼付の指摘をされる事例も多く、企業の事務処理合理化の流れに対し、いたずらに萎縮効果を与えている。

• 同一内容の契約を紙で残すか電子データとするかによって課税・不課税の別が決定されることは、契約行 為等を行なう取引に担税力があるものとする印紙税課税の公平性を著しく欠くこととなるため、電子商取引 の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、契約書(1・2・7・13・14・15号文書)に関する印紙税を廃止すること。電子商取引の急速な普及に伴う契約書等の電子データ化により、印紙税の課税客体である紙の契約書自体が存在しなくなりつつあり、また、税務当局により電子データによる契約を不課税文書とみなすことも明らかにされている。

印紙税は本来契約行為等を行う取引に担税力があるものとして、その取引に付随して作成される文書に課される租税であるが、同一内容の取引について作成される同一内容の契約書が、従来どおり紙により作成された場合は課税されることとなる一方、電子データにより作成された場合は課税されないこととなり、課税の公平性を著しく欠くこととなるため契約書に関する印紙税について廃止することを要望する。

(3) 登録免許税の軽減・簡素化

① 登録免許税一般

【理由】

- 平成22年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに2年連続の下落、商業地は平成3年のピーク時と比較すると約70%もの下落となっており、本格的な回復には至っていない。このような状況を受け、土地の有効利用と流動化の促進を目的とした様々な税制措置がこれまで講じられてきたところであるが、さらなる適正化・簡素が必要と考えられるため。
- 現行の登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず負担が極めて重い。このため、 わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化、担保権の信託を利用するシンジケート・ロー ン取引等の経済取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。

登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要望する。

② 不動産取得にかかる登録免許税軽減措置

【理 由】

• 不動産取得に係る登録免許税は、平成15年4月より軽減されたが、期間限定措置となっているので、ビル 等の建替えを後押しする上でも期間の限定を撤廃し、恒久的な税率の引き下げを要望する。

③ 不動産投資法人等に伴う登録免許税の軽減措置

【理由】

• 資産流動化はリスク分散・管理のために極めて有効な手段であると同時に、一般企業や内外投資家に対して多様な資金調達手段や投資商品の選択肢を提供するものである。こうした観点から、平成10年に SPC 法が施行され、さらに平成12年には、運用対象の拡大等を目的に同法および投資信託法の改正が行われた。同様に税制面においても、特定目的会社(SPC)と投資法人の両者(以下、「SPC 等」という)の不動産取得に係る不動産取得税、および SPC 等を通じた資産流動化における質権・抵当権等の移転に係る登録免許税軽減等の特例措置が講じられた。流動化資産の受皿にすぎない SPC 等に担税力はなく、課税は直ちにこれらが発行する証券の利回り低下をもたらし、資産の流動化を阻害する。経済活性化の観点から、金銭債権や不動産等の資産流動化促進が求められるなか、こうした資産流動化のツールである SPC 等の税負担は、極力軽減されることが必要である。したがって、SPC 等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること、少なくとも現行の軽減措置の適用期限(平成23年3月末)を延長することを要望する。また、SPC等を通じた資産流動化における質権・抵当権の設定に係る登録免許税の特例措置を恒久化すること、少なくとも適用期限(平成23年3月末)を延長することを要望する。

(4) 地価税の廃止

【理由】

• 地価税を導入したバブル経済は既に崩壊しており、現在地価税の存在理由はない。制度そのものを廃止す

ることは景気に対しても心理的にプラスとなり、また税制を簡素化するためにも、役割を終えた地価税の制度は廃止すべきである。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般

①地方税制度全般の見直し(地方税体系の見直し、実効税率の引き下げ、等)

【理由】

- 包括的な地方税制を構築することにより、申告事務の効率化と自治体運営の安定化を図る
- 外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税(固定資産税、事業所税等)との関連で、 地方税全般を見直す必要がある。
- 法人に課される地方税については、税目が多く、かつ複雑であるため、納税側・徴税側ともに多大な事務 負担が生じており、加えて、例えば、事業税(外形標準課税)と事業所税のように、課税標準が重複してい ると考えられる税目も散見される。公平・中立・簡素の観点より地方税制の抜本的な改正を要望する。
- 事業税の所得割については住民税の法人税割に吸収統合してもよいように思われる。(将来の国税法人税 への統合と税率引き下げを視野に入れる)
- 景気変動に左右されやすい不安定な財源である法人所得に対する税を地方税の財源とするのは好ましくない。従って、地方税における法人所得課税のウェートを引き下げることで法人実効税率の引き下げを図ることが望ましい。

地方公共団体の主たる財源は、比較的安定的でかつ地域間の格差も比較的小さな別の課税対象に比重を移 すことが有効と考える。

②一括申告・電子申告・納税体制の整備

【理由】

- 納税及び徴税手続の簡素化の観点から
- 地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっています。本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の簡素化を要望いたします。

地方税体系の整理統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実 現できることが期待されます。

- 事務負担軽減の観点より、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国(税務署)に一括して納付(納付窓口を統一)できるよう、要望するものです。
- 事務負担軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国(税務署)もしくは本店所在地の 都道府県に一括して申告・納付できるよう改善を要望したい。
- 地方法人税課税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいため。
- 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事 務負担が非常に大きい。

都道府県・市町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。

- 煩瑣な納税事務の負担軽減の観点から、課税ベースが重複する租税の一体化を図り、徴収機関を一元化して企業の納税コスト低減を推進すべきである。
- 現在は事務所又は事業所の所在するすべての都道府県及び市町村に対し個別に申告書を作成し提出することとなっているため事務負担が非常に大きい。特に、法人事業税(所得割額)及び法人住民税(法人税割額)については法人税の所得若しくは税額を共通の課税ベースとし、これを各事業年度末の人員比で按分する仕

組みとなっているため、「地方税額」として一括して申告納付する方式を採用する方が合理的と考えられる。 また、従業員の給与所得に対する源泉所得税額等を記載した「給与支払報告書」を、従業員が住民票をおい ている各市町村に対し個別に作成、提出し、納付についても市民税県民税特別徴収税決定通知書がそれぞれ 市町村ごとに送付されてくるため事務負担が非常に大きい(日本全国にわたる)。これについても、本店所 在地の都道府県・市町村へ一括して申告納付し、分配する方式を採用する方が合理的と考えられる。

- 地方税における電子申告・納付制度については、現在、都道府県と一部の市町村のみの対応となっており、 その他自治体の導入が遅れている。このため、電子・書面が混在し、企業側に制度導入のメリットが無い状況である。上記を踏まえ、自治体への導入義務付け、及びシステムの民間共同委託等による導入コスト低減等を通じ、全自治体の統一的な制度導入を実現すべきと考える。統一的導入までの期間は、企業の本店所在地における一元的な申告・納税を許容する制度を導入すべきと考える。
- 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化・簡素化すべきと考える。
- 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度等が区々であること
- 法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっていること等により、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼動を要し、苦慮している現状を踏まえ、制度の統一化・簡素化(市町村を包括する都道府県が徴収等を実施する等)の措置を早急にお願いしたい。
- 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割/法人税割、外形標準課税/均等割/事業所税/固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化すべきと考える。(例:外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。)
- 申告手続きを効率的行えるようすべての市町村に電子申告のインフラを整備していただきたい。
- 地方税の申告・納付は事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われており、当業界のように全国 各地に事業所が存在する企業は各自治体ごとに申告納付しなければならず、事務量は多大なものとなってい る。さらに申告書様式も不統一で、事務負担は増大している。
- 地方団体の課税自主権の問題はあるが、国全体の行政コストを削減する観点から徴収の一元化を検討すべき。
- 地方法人課税は、申告・事務負担が大きいので、本店所在地の都道府県への一括申告納付等による、手続 簡素・合理化を推進してほしい。
- 全国に支店・工場等を有する法人にとっては、納付事務及び申告事務において多大な時間を費やすことから、納税者事務負担の軽減を実現していただきたい。一方、地方自治体においても、税務事務の集約化が図れる体制を構築された場合は、行政コストの削減に寄与すると考えます。
- 理由不記載

③地方税への連結納税制度の導入

【理由】

- 国税だけでなく、地方税についても連結ベースでの課税標準計算、並びに効率的な納付手続きが可能となる環境作りをお願いしたい。国税/地方税の欠損金繰越管理だけでなく、当社の様に各都道府県に事務所を構える会社に取っては、納付手続きの面においても相当の実務負担が掛かっている。
- 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・ 法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望する。
- 申告事務負担の軽減
- 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を 含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- 地方税は単体申告に基づく為、連結納税を導入しても、子法人側の申告事務負担が残ってしまう。地方税

の申告も、親会社へ一本化すべく、地方税においても連結納税を導入し、かつ、連結所得を課税標準とすることで、申告事務負担が大幅に軽減されて、子法人の連結納税グループへの加入(及び企業が新規に連結納税導入すること)が容易になること期待できる。

• 企業グループ全体を一体として課税したほうが企業活動の実態に沿っているといいながらも、地方税は個別課税のままで、子法人側の納税負荷が残り、導入メリットが失われている。

(2) 法定外税

①不同意要件の明確化

【理由】

- 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題です。
 - 法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との 適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられ ます。
- 法定外税については、その創設等にあたって、公平・中立などの税の原則に照らした十分な検討が必要。 そのため、法定外税にかかる総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、納税者の 納得・合意の必要性、国の重要な施策との適合性などの観点から適切な見直し(内容の明確化を含む)を要 望する。

②納税義務者からの意見徴収義務化

【理由】

- 地方独自課税について公の場で検討する体制を整備することにより、公平・公正で納得性のある課税が実現されることが期待されます。
- 法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見徴収を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の 公表を法制化していただきたい。

(3) その他

①法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除

【理由】

- 法人住民税(法人税割)の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。
- 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額にていて、法人住民税の課税所得計算上加算項目とすべきでない。

②受取配当等の益金不算入割合の引上げ(法人住民税)

【理由)

• 受取配当等の益金不算入制度は、確立した税理論に基づく「二重課税の排除」を目的とした制度であり、益金不算入割合100%というのが本来あるべき姿である。このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されている。然るに、平成14年度税制改正において、連結納税制度創設に伴う財源措置の一つである「受取配当等の益金不算入制度」の縮減により、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。こうした取扱いは国際的にも競争力低下を招くものであり、「二重課税の排除」という税理論に反するものである。また、株式市場の健全な発展に少なからずマイナスの影響を与えるおそれがあり、企業が株式を保有するインセンティブを低下させるものである。従って、「二重課税の排除」という税理論の確立及び国際競争力確保の観点から、受取配当の益

金不算入割合の引上げは必要不可欠である。

③公益法人関係税制の整備

【理由】

• 全銀協ならびに地方に所在する銀行協会は、経済活動を支える手形交換制度や各種決済制度の企画・運営、 一般消費者を対象とする相談業務、銀行図書館の運営など、わが国経済の発展と国民生活の安定向上に資す る非営利事業を営んでおり、その大多数は旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人であり、現在、特例 民法法人となっている。

平成20年度税制改正では、公益法人制度改革関連法(平成20年12月施行)に対応するため、公益法人関係税制が整備され、同法に定める公益社団法人・公益財団法人や、一般社団法人・一般財団法人のうち共益的活動を目的とする法人等について、収益事業課税を適用する等の措置が講じられた。このなかで、固定資産税等に関しては、公益社団法人・公益財団法人の施設について、旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人と同様の非課税措置が講じられるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人の既存の施設(図書館、博物館等)についての非課税措置が平成25年度まで継続するとされ、「平成22年度税制改正大綱」において、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行うとされている。公益法人制度改革の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与すること等であり、公益的な性格からこれまで非課税措置が講じられてきた施設の性格に、本来、何らの影響を及ぼすべきものではない。したがって、特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合の、これらの施設に対する平成26年度分以降の固定資産税等についても非課税とする等、現行の公益法人等が新制度に円滑に対応できるようにする等の観点から、適切な措置を講じることを要望する。

④外国税額控除制度

【理由】

• 繰越控除余裕額に控除限度超過額を充当する場合、控除未済として繰越さず、国税同様即時還付する。二 重課税排除の機会が損なわれ、企業に過度の税負担を強いるおそれのある取扱いは見直されるべきである。

Ⅱ 事業税

(1) 外形標準課税の廃止・簡素化

【理由】

- 「事業税の外形標準課税」については事務負担の増加が問題となっています。課税標準の簡素化、付加価値割の算出方法の改善(単年度損益の除外)等、税体系の整理統合・簡素化を要望いたします。地方税体系の整理統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることが期待されます。
- 雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力をそぐので
- 付加価値額等内訳明細書では詳細な計算が必要となり、事務負担が大きすぎる。
- 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼動を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止が必要と考える。

(廃止が行われない場合の要望)

報酬給与額の範囲見直し

通勤費

(通勤費の全額を報酬給与額の対象外とする)

• 通勤費以外の費用

(退職給与、賞与、定期的に支給される給与のうち、企業会計上、当期に費用計上したもののみを対象とする)報酬給与額における通勤費は、所得税の課税対象となるもののうち、法人税法上、損金に算入される金額が対象とされている。報酬給与額の対象となる通勤費を把握する場合、法人の規模によっては膨大な把握稼動が必要となる。一方、一般的に通勤費のほとんどが非課税所得と考えられ、報酬給与額に与える影響は僅少であると考える。

- 報酬給与額における通勤費以外の費用についても、所得税の課税対象となる給与の全てを把握するには膨大な事務稼動を要すると考える。
- 純支払賃借料の範囲見直し

(純然たる土地・建物賃貸借契約のみを対象とする)

純支払賃借料は、土地・家屋の賃借料のうち、賃借期間が1月以上であるものの対価とされている。だが、 純然たる土地・家屋の賃借契約以外にも、荷物の保管料、ホテルの宿泊料、駐車場使用料、ロッカー使用料 等、対象となる契約は多岐にわたる。更にそれらの契約のうち土地・建物の賃借料を区分して把握すること は膨大な稼動が必要であると考える。

• 賃貸借期間・共益費の取扱い見直し

(受取賃借料、支払賃借料の双方について同一の扱いとする条件のもと、1ヶ月以上のもの及び共益費を区分せずに賃貸借料の全てを純支払賃借料の対象とする選択を可能となる仕組みを導入)

上記と同様、賃貸借期間が1月以上のもの、及び共益費を区分して把握することは、膨大な稼動が必要であると考える。

(2) 算定方式・記載様式等の簡素化

【理由】

• 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割/法人税割、外形標準課税/均等割/事業所税/固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化すべきと考える。(例:外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。)

- 外形標準課税の適用につき資本基準が設けられているが、企業実態は何ら変わらずとも減資によって適用 適用対象外となることは合理性に欠ける。また、添付を必要とする書類が多様であり、派遣従業者や賃貸借 を多く擁する企業の実務に多大な負担を強いている。純額でマイナスとなる場合や金額が僅少なものは明細 不要とする、保存要件とする等措置が図られるべきである。
- 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- 法人事業税の外形基準である付加価値割については、算出方法、記載様式とも複雑・煩雑であり、提出書類も多く企業にとって多大な事務負担が生じている。
- 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きい。算定方法の簡素化を要望する。
- 受取賃借料・支払賃借料等といった主要な項目の合計額のみを記載することとし、税額に影響がない内訳は記載不要とする。事業税外形標準課税の別表については、事務所別の従業員数・報酬給与をはじめとして、記載項目が多岐にわたり膨大な事務処理稼働を要する一方、当該記載内容が税額に影響するものではないと考える。
- 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告 書記載事項の簡略化を要望する。
- 外形標準の付加価値割の構成要素から当年度損益を除外すべき。外形標準の付加価値割に当年度損益が含まれており、当該部分については結果として所得割と同様の課税が異なる名目で行なわれているため違和感を感じるのみならず企業の決算実務としても当期利益および所得金額の算出が終わらないと外形標準金額も確定できず非常に煩雑・面倒である。
- 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金並びに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所が無い場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充(※)を図るとともに、計算方法の簡素化及び住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。
- (※) 特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用 されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

加えて、連結納税グループ内で合併を行う際、事業税については適格合併であってもみなし共同要件を満たさなければ欠損金の引継ぎに制限が生じる。組織再編による企業競争力促進のためにも制限の撤廃をお願いしたい。なお、住民税については同様の制限は無く、税制間の不一致を是正することにもなる。

(3) 課税標準の見直し

【理 由】

- 大企業(資本金1億円超)の法人事業税については、16年度から、一部外形標準課税が導入されているが、電気事業をはじめとする4業種については、見直しの対象外とされ、不公平税制は解消されていない状況である。一方、電力自由化の進展に伴い、電気事業はその他の事業と同様の経営環境となるなか、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題である。このため、現行の枠組みに付加価値額及び資本金等の金額による外形標準課税が組み入れられるよう要望する。
- 電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則 に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」(付加価値割、資本割及び所得割が課税標準)と比べて取扱いが著しく不公平になっております。ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するためには、「その他の事業」と同一の扱いとすべきですが、地方税体系

全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、段階的な実現をお願いします。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするようお願いします。

- 生命保険会社において既に収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献 してきており、一般事業会社同様の課税方式とする理由がないため。
- 法人事業税について、平成15年度税制改正により平成16年度から導入されたいわゆる新外形標準課税は、 地方税収入の安定化を図るため、導入されたものである。この新外形標準課税は、4分の3が所得割、残り の4分の1が外形課税(付加価値割・資本割)とされている。

一方、収入金額による外形標準課税が導入されている4業種については、既に100%外形課税が導入されている。損害保険業に新外形標準課税を導入すると、4分の3について所得割を導入することになり、それによって現行より税収が大きく振れ、地方公共団体の税収に与える影響もその分大きくなると考えられる。したがって、新標外形準課税導入の目的に逆行することとなる。 したがって、現在、収入金額による外形標準課税が行われている損害保険業について、現行課税方式を引き続き維持することは、新外形標準課税導入の趣旨に沿うものである。

• 事業税において収入金課税を課されている電気事業において、事業者間の託送料を控除する制度については、二重課税回避の観点から恒久的措置が必要です。電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとなります。

重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要です。

• 電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送 電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収 入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとな る。

このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

• 電気事業者が、他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、 それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複 して法人事業税を課税することとなる。このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標 準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

Ⅲ事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理由】

- 事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税制度であり、地方税体系の整理統合・ 簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定に おける「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。地方税体系の整理 統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることが期待 されます。
- 法人事業税において外形標準課税が導入され、支払賃借料・報酬給与額に課税されることとなったがこれらは事業所税における従業者割・資産割と類似している。結果として同一の課税客体に対する二重課税が生じており、事業所税は役割を終えたと考える。
- 事業所税では、従業者の給与等を課税標準とする従業者割と、床面積を課税標準とする資産割があるが、 法人事業税の付加価値割とほぼ同じ課税標準であるため、二重課税となっており、廃止を含めた見直しが必要である。
- 15年度改正において新増設に係る事業所税が廃止されたが、事業に係る事業所税は現存している。事業所税は、いわゆる都市の集積の利益を受けている事業者が応分の負担をするという主旨であるが、事業税についても行政サービスに対する経費負担の観点を明確にするために16年4月以降開始する事業年度から外形標準課税が適用されている。

そして、その課税客体の中に支払い給与が含まれるために事業所税の従業員割と課税客体が同一となり、 二重課税の状態となっている。

また、近年市町村合併により新しく発足する自治体が30万人以上の都市となり新たな申告課税されるケースが発生するなど受益サービスに何ら変化がないにもかかわらず課税が発生する場合もあるため、事業所税の完全な廃止を要望する。

- 包括的な地方税制を構築することにより、申告事務の効率化と自治体運営の安定化を図る
- 二重課税の排除
- 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割/法人税割、外形標準課税/均等割/事業所税/固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化すべきと考える。(例:外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。)
- 税制の簡素化
- 様々な種類の似たような税金が存在することで企業の納税事務の負荷増を招いており、国民経済全体にも 無駄である。
- 都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで 課税されるのものであるが、税額が大きくない一方で、企業の申告に係る事務負担が重いので、廃止することを検討願いたい。
- 事業所税では、従業者の給与等を課税標準とする従業者割と、事務所の床面積を課税標準とする資産割がある。だが、そのいずれも、法人事業税の外形標準課税の付加価値割(報酬給与等及び純支払賃借料)と課税標準が重複していると考える。

(2) みなし共同課税の廃止

【理由】

• 事業所税においては、一定規模までの事業所は免税だが、グループ企業が事業所を一箇所に集約した場合、 全く異なる事業を展開したとしても、形式判断により共同事業とみなされ(各事業所の従業者給与総額と事 業所床面積とが合算され)、一体課税されることとなる。この合算税額算定にあたっては、各事業所の従業 者給与総額と事業所床面積を共有するなど、グループ企業間の情報共有や税額計算等に膨大な稼動を要することから、廃止が必要と考える。廃止が行われない場合は、事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼動を要していることから、納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを認めるべきと考える。

• 事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税制度であり、地方税体系の整理統合・ 簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定に おける「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。地方税体系の整理 統合・簡素化により、企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることが期待 されます。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税課税

①償却資産に対する固定資産税賦課の廃止

【理 由】

- 税制の簡素化
- 国際的に見て償却資産税をかけている国は少なく、コスト競争力強化につながる。
- 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業とのイコールフッティングや課税が特定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等からみても大きな課題を有しているため、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、縮減・廃止を図るべきである。なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時撤廃すべきである。
- 償却資産のうち、日本に滞留している期間がごく僅かな外航用船舶やコンテナ等の可動資産に関しては行政サービスの受益状況が具体的に把握し難く、そもそも客観的な課税根拠に乏しい。課税を行うということであれば、個別資産の特徴に応じた課税制度を確立すべき。
- 償却資産税は国内への設備投資を不利にする効果があり、わが国企業の国際競争力を損なうだけでなく、 投資優遇税制の効果を減殺し、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっています。償却資産に 掛かる固定資産税の廃止を要望いたします。償却資産税の廃止により国際的イコールフッティングを確保す ることにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できます。
- 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- 固定資産として計上されている動産の本質的な意義は、当該取得価額をその使用年数にわたって複数事業年度に費用配分する未償却残高という意味合いであり、いわば減価償却費という費用の塊に過ぎない。即ち、現行の固定資産税における償却資産税は収益を獲得するために消費される減価償却費に対する課税となっており、所得課税としての法人税と二重課税となっている。動産に対する固定資産税の課税は我が国企業の設備投資に対する阻害要因の一つとなっている。従って、固定資産税における償却資産税は廃止することを要望する
- 減価償却資産に対する法人(所得)税と固定資産税との二重課税を排除する。
- 償却資産に課税を行うのは国際的に見ても稀であり、設備を多く有する特定業界に負担が偏重し、課税の 公平性も失するため、縮減・廃止を検討すべきである。また、法人税法において新減価償却制度が導入され た今もなお旧法によっている点は合理的ではなく、企業実務に過分な負担を強いている点も改善すべきであ る。
- 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフッティングの観点から大きな問題を有している。地方自治体の行政サービスによる応益と税負担の関係や、設備型産業に編重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、縮減・廃止を図るべきである。地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- 償却資産税については法人税における償却計算と異なる計算による申告が義務づけられており、法人税法 における減価償却計算の改正によってさらに事務処理が複雑化し、納税者の負担が大きいため廃止すべきで ある。
- 国際的にみても償却資産に対する課税は特異である。また、平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっている。償却資産税の廃止を要望する。 (尚、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図るべきで

ある)

• 米国等の州レベルでの課税(州により区々)を除き、事業用償却資産への課税は国際的に異例であり、国際競争力にマイナスの影響を与えていると考える。戦前から電柱、船舶その他の資産に対する課税が行なわれており、シャウプ勧告を契機に償却資産に対する固定資産税として一本化されたが、償却資産を課税客体とした論拠は不明確であると考える。

土地・家屋に係る固定資産税は、居住用・事業用双方に課税されるのに対し、償却資産は事業用のみ課税 されることから、課税の公平性を欠くと考える。

自治体毎の税収のアンバランスが大きく、地方税として適切な税目といえるか疑問であり、また、地方行政サービスによる応益との関連性が希薄であると考える。

• 理由不記載

②減価償却制度との調和

【理由】

• 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

また、償却資産の課税標準については、法人税法に合わせて、

- ① 5%残存価格の撤廃
- ② 中小企業に対する少額減価償却資産の特例(30万円未満は損金算入)を認めていただきたい。
- 平成19年度税制改正において法人税法における償却計算方法が改正されましたが、それに伴って償却資産 税における償却計算方法の改正が行われなかったため、企業は二重帳簿による管理を強いられています。申 告実務の軽減を図るため、平成19年度税制改正で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせて いただくよう要望いたします。
- 償却資産に係る評価方法が法人税法と地方税法で異なるため、同一資産について2つの金額を管理する必要が生じ、非効率であることから、法人税法上の償却資産の価額を、償却資産税の課税標準とすることを認めるべきと考える。
- 償却資産の簿価を課税標準とする建前からは、貸借対照表の簿価と一致していることが原則である。また、 旧法人税法による償却計算を維持していることについて、積極的な理由が見当たらない。システムの二重管 理というコスト負担を勘案すれば、法人税との早急なコンバージェンスを求める。
- 平成19年度税制改正により、法人税における減価償却制度については、従来取得価額の95%までしか認められていなかった償却可能限度額が100%に拡充された。即ち取得価額の全額100%について償却することが可能となった。また、償却方法についても、従来の定率法に比し償却スピードが早い"250%定率法"が認められる事となった。一方で、固定資産税のうち償却資産に対する評価方法については、現状維持となった。つまり、平成19年度については、償却可能限度額のみならず償却方法についても国税の法人税法と地方税の償却資産税とで異なる取扱いが併存することとなった。同一の償却資産について異なる償却方法、償却可能限度額が併存した状況は、納税者にとって二重計算となり、膨大な事務負担を強いることになる。理論的にも、法人税における帳簿価額と償却資産税における評価額が異なることについての合理的な理由は考えられず、いたずらに一物多価の現象を招き混乱を来たす。
- 法人税法の新定率法は、償却資産税計算には適用できず、事務的に負担が大きいため、簡素化目的で統一 する。
- わが国の減価償却制度は、平成19年度税制改正において残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、地方 税の固定資産税には制度の改正が反映されいない。
- 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前(取得価格の5%)のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。

(2) 評価水準・方法の見直し

【理由】

- 土地については、収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。建物については、収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図ること。
- 土地・家屋に対する固定資産税は、製造業がグローバル市場での過酷な競争に直面している中で、過重になっているため、評価方法、負担水準の見直しを要望いたします。国内で生産活動を行う企業の負担を軽減することにより、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、雇用増の実現が期待できます。

V 不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税

1. 法人税法

(1) 不動産取得税

①不動産取得税の見直し

【理由】

- 不動産取得に際して課税される、不動産取得税及び特別土地保有税(取得分)は、不動産の流動化を阻害 している大きな要因であると考えられる。
- 平成22年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに2年連続の下落、商業地は平成3年のピーク時と比較すると約70%もの下落となっており、本格的な回復には至っていない。 このような状況を受け、土地の有効利用と流動化の促進を目的とした様々な税制措置がこれまで講じられ
- ②破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置の恒久化・延長

てきたところであるが、さらなる適正化・簡素が必要と考えられるため。

【理由】

- 万一、保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻保険会社の救済保険会社が現れない場合に、協定銀行との間で資産買取の委託契約に関する協定を締結し、破綻保険会社が所有する土地等の資産を協定銀行に移転する方法がある。この資産移転を行う場合、現在は不動産取得税が課せられることになっている(ただし、平成22年度までは経過措置により非課税)。保険会社破綻時のセーフティネットを円滑に運営し、保険契約者の保護を図るためにも、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置について、恒久化することを要望する。なお、破綻保険会社から承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税および特別土地保有税については、平成17年度税制改正において、すでに非課税措置が恒久化されている。
- 破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者の保護に資するため。
- ③ SPC 等に対する不動産取得税の課税廃止、又は軽減税率の適用期間を延長

【理由】

• 資産流動化はリスク分散・管理のために極めて有効な手段であると同時に、一般企業や内外投資家に対して多様な資金調達手段や投資商品の選択肢を提供するものである。こうした観点から、平成10年に SPC 法が施行され、さらに平成12年には、運用対象の拡大等を目的に同法および投資信託法の改正が行われた。同様に税制面においても、特定目的会社(SPC)と投資法人の両者(以下、「SPC 等」という)の不動産取得に係る不動産取得税、および SPC 等を通じた資産流動化における質権・抵当権等の移転に係る登録免許税軽減等の特例措置が講じられた。流動化資産の受皿にすぎない SPC 等に担税力はなく、課税は直ちにこれらが発行する証券の利回り低下をもたらし、資産の流動化を阻害する。経済活性化の観点から、金銭債権や不動産等の資産流動化促進が求められるなか、こうした資産流動化のツールである SPC 等の税負担は、極力軽減されることが必要である。したがって、SPC 等の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること、少なくとも現行の軽減措置の適用期限(平成23年3月末)を延長することを要望する。また、SPC等を通じた資産流動化における質権・抵当権の設定に係る登録免許税の特例措置を恒久化すること、少なくとも適用期限(平成23年3月末)を延長することを要望する。

(2) 特別土地保有税

①特別土地保有税の廃止

【理由】

不動産取得に際して課税される、不動産取得税及び特別土地保有税(取得分)は、不動産の流動化を阻害

している大きな要因であると考えられる。

• 特別土地保有税については土地の投機的取引の抑制等を目的とした政策税制であり、バブル崩壊により地価が下落を続ける現状ではその目的は完了していると考えられることから、平成15年度からの課税の停止だけではなく、保有分も含めた特別土地保有税の制度廃止を要望する。

(3) 都市計画税

都市計画税の軽減

【理由】

• 現状の土地固定資産税及び都市計画税の負担は過重となっており、優良な都市開発(再開発等)を阻害する一因となっている。今後の優良な都市開発及び遊休土地の有効利用を促進する意味でも、過度に事業計画を圧迫する当該税制の大幅な軽減が必要であると考える。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 環境税導入反対

【理由】

- 環境税導入による CO₂ 削減効果は不透明であり、また既存の石油石炭税等の環境関連税制との整理が 先決であることから、安易な導入には反対したい。(導入に当たっては環境関連研究開発投資促進税制等と の効果比較が必要ではないか)
- いわゆる環境税(地球温暖化対策税)や石油石炭税の増税など環境目的の新たな負担を伴う新税は、国民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検証を行い、十分な情報開示と開かれた国民的議論を通じて、導入の是非も含め制度のあり方を慎重に議論が必要であると考えます。
- わが国の地球温暖化対策は、これまでの産業界の懸命な努力によって、省エネ技術など世界最高水準を達成しています。すでに高水準の環境対策が行われているわが国で、新たに「環境目的の新税(地球温暖化対策税)」を導入することは、国民全体に負担を強いることになります。また、わが国企業の国際競争力が失われた結果、エネルギー効率の低い海外生産へのシフトが進むことになって、地球温暖化防止に逆行する恐れがあります。

「環境と経済の両立」という基本的考え方に従い、わが国経済の活力を殺ぐような「地球温暖化対策税」の導入には、反対いたします。環境目的の新税によって世界最高水準の省エネ技術を持つわが国産業の国際競争力の低下、産業空洞化を引き起こすことがあれば、エネルギー効率の低い海外での生産を増やすことにつながり、地球温暖化対策という本来の目的に反した結果を生むことになります。日本の強みをいかした低炭素型産業の技術開発支援を盛り込むなど、持続的な成長と環境対策の両立を指向した、総合的な政策の検討をしていただくよう要望いたします。

• 電気事業として、原子力発電・高効率火力発電・再生可能エネルギーの着実な導入、高効率電気機器の普及など需給両面での取組みに加え、更なる低炭素技術の開発や普及促進などを通じて、地球温暖化対策を積極的に推進しており、地球温暖化対策税による新たな負担はこれらの取組みを妨げるおそれがあります。また、電気事業として、既に1兆円以上の税を負担している中、地球温暖化対策税による新たな負担は、石油石炭税や電源開発促進税などの既存税制と重複した税負担になりかねず、国民生活や経済活動に大きな影響を与えることになります。

なお、石炭税は課税の大半を電気事業者が負担しており、石炭への更なる課税強化は、我が国のエネルギーセキュリティに悪影響を与えるおそれがあるほか、石炭火力発電への技術開発投資を停滞させ、世界トップクラスにある日本の発電効率の更なる向上を妨げることにより、エネルギー・環境政策を歪める可能性があることから慎重に検討すべきです。

地球温暖化対策を進める上で鍵を握るのは技術です。技術の開発と普及の源泉は企業の活力であり、環境 関連予算を有効に活用し、企業の自主的な取組みを支援する政策が重要です。

- 地球温暖化対策基本法案の主要施策である地球温暖化対策税は、効果に疑問があるばかりでなく、地球規模でのグローバルな公平性を欠き、また特定の産業、とりわけ素材産業の国際競争力を弱めることになる。よって、その政策効果や国民負担等の検証もないまま基本法案の中に位置づけられることに強く反対する。
- わが国の主要な貿易競争相手国は、京都議定書の削減義務を負わない国々であり、わが国における環境税 や経済統制的な施策の導入は、これらの国々に対する国際競争力の喪失を招き、ひいては国内経済・雇用に 重大な影響を及ぼすことが懸念される。更に、世界最高水準のエネルギー効率を達成したわが国産業界に過 大な負担を強いることは、省エネルギーの進展したわが国から、エネルギー効率の低い途上国等へ生産がシ

フトすることにつながり、地球規模の温暖化防止に逆効果である。省エネ設備の導入や革新的技術開発等を 直接的に促進・支援する政策こそが望まれるところである。国民負担の増加とわが国産業の衰退を招き、さ らには地球温暖化防止にも逆行する環境税の導入には断固反対する。

- 鉄鋼業はエネルギー多消費型産業であることから、地球温暖化対策税等による負担は極めて大きい。地球温暖化対策税を導入しても、単なる負担増となり、国内での事業継続が危ぶまれるのみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの需要家産業の国際競争力や雇用にも甚大な影響を与えるばかりか、炭素リーケージにより地球温暖化対策に逆行するものであり、断固反対する。
- 二酸化炭素の排出削減効果に疑問がある環境税の導入は、製造会社に重い負担を強いるだけであり、我が 国の国際競争力を弱めかねない。
- 電気事業として、既に1兆円規模の税の負担をしている中、地球温暖化対策税による大幅な負担増は、国 民生活や経済活動に大きな影響を与え、CO。削減に向けた取組みを妨げるおそれがある。

実効性ある温暖化対策推進の観点から、排出量取引制度や再生可能エネルギーの全量買取制度等、他の環境政策や既存税制との関係を明確にした上で、CO₂削減効果や国民生活・産業に与える影響などを総合的に検討する必要があり、安易に導入するべきではない。

特に石炭への課税強化は、我が国のエネルギーセキュリティーに悪影響を与えるおそれがあるほか、今後の技術開発投資を停滞させ、世界トップクラスにある日本の発電効率の更なる向上を妨げることにより、エネルギー・環境政策を歪める可能性があることから、慎重に議論すべき。

• 国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される環境税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なう。その結果、過去に大幅な省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品がこれにとってかわるならば、地球的規模では CO2 の排出量が増加するおそれがある。

地球温暖化問題に関しては、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を尊重すべきであり、環境税の導入に強く反対する。

当業界は「環境に関する自主行動計画」を掲げ、省エネ、海外植林等で着実な成果を挙げてきている。今後も産業界の自主的努力を尊重すべきである。現在税制では環境税に相当する石油石炭税等を負担しているが、価格転嫁が不可能で環境税によりさらに悪化するエネルギー効率の悪い輸入紙が増大し、地球的規模で CO₂の排出量は増加する。また新税としての環境税が導入されても必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。仮に環境税が導入された場合、当業界の新たな負担額は230億円となる。(平成22年度税制改正要望での環境省作成地球温暖化対策税案に基づく試算)。

• 地球温暖化対策税による大幅な負担増は、国民生活や経済活動に大きな影響を与え、CO₂削減に向けた 取組みを妨げるおそれがある。実効性ある温暖化対策推進の観点から、排出量取引制度や再生可能エネルギー の全量買取制度等、他の環境政策や既存税制との関係を明確にした上で、CO₂削減効果や国民生活・産業 に与える影響などについて総合的に検討する必要があり、安易に導入すべきではない。

(2) 環境負荷削減へのインセンティブ

①環境関連(研究開発等)優遇税制の創設

【理由】

- 低炭素社会の実現に資する環境関連投資に対するインセンティブは税制面においても有効であると考えられるため、要望するものです。
- 地球温暖化防止は全世界が取り組むべき喫緊の課題であることは衆目の一致するところであります。世界有数の環境・省エネルギー技術を持つわが国産業界の責務は大きいことも踏まえ、温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の普及や、低炭素技術の推進等を可能にするために税制のグリーン化を図っていただくことを要望いたします。今後、持続可能な低炭素社会の実現に向け、税制全般を横断的に見直し、取り組むべき最先端分野の環境・省エネルギー技術に対する研究開発や設備投資を積極的に支援していくとともに、それらの技術を活かした製品の普及促進へのインセンティブを与えることで、経済活性化と地球温暖化対策の両立が図れます。

- 理由不記載
- 壁面緑化・屋上緑化設備、LED 照明設備、ミスト噴霧装置、保水性(ブロック・土)工事等を対象とした地球温暖化防止の観点から、温室効果ガスの大幅削減を目的とする、新たな税制を創設する必要があると考える。

②エネルギー需給構造改革投資促進税制の見直し(対象の拡充・継続)

【理由】

• エネルギー需給構造改革促進税制については、「特別償却」と「税額控除(基準取得価格の7%相当額)」のいずれか一方を選択できるとしているが、「税額控除」は中小企業等に限定されている。しかし、当税制の趣旨を鑑みると、企業規模にかかわらず、大企業及びその子会社等にも「税額控除」の選択を認めるべきと考える。加えて、対象設備については、昨今の環境対応製品の状況を踏まえ、LED等の最新設備等を追加する必要があると考える。

【対象】壁面緑化・屋上緑化設備、LED 照明設備、ミスト噴霧装置、保水性(ブロック・土)工事等

- 新成長戦略 (H22. 6. 閣議決定) に掲げる「再生可能エネルギーの普及拡大」、エネルギー基本計画 (H22. 6 閣議決定) に掲げる「バイオガスの利用拡大」の具体化に向けて、下水汚泥バイオガス利用関連設備の設置を促進するとともに、下水汚泥バイオガスのコスト競争力強化のため、本制度の拡充を要望します。
- コンバインドサイクル発電用ガスタービン・高効率型電動熱源機への継続適用及び電気事業者が設置する 太陽光発電設備・風力発電設備を対象に追加。

わが国が将来に亘って持続的な経済成長を遂げるためには、エネルギー・セキュリティの確保及び地球温暖化問題への積極的な対応を図ることが必要不可欠です。

「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーの導入拡大、化石燃料の高度利用、高効率給湯器の普及促進などが盛り込まれており、実効性の確保が重要な課題と認識しております。

電気事業においても、需要・供給の両面から、電力の安定供給の一層の推進、再生可能エネルギー利用の 促進を図る必要があるため、エネ革税制の拡充および制度維持をお願いいたします。

特に、現行制度上、太陽光発電設備・風力発電設備が対象となっているにもかかわらず、電気事業者が設置する場合のみ対象外とされていることについては、公平な課税の観点からも是正が必要です。

- 低炭素化社会構築のためには、電気事業者も自ら新エネルギー発電設備を設置する必要があり、電気事業の用に供した場合のみ税制措置の対象外とするのは不適切。
- 電気事業の用に供した場合を除く旨の規定は、エネ革税制が手当てされた時、石油火力発電を新たに建設 しない方針が決まっており、石油代替設備の導入を税制措置で促進するニーズがなかったためであり、代エ ネ法改正等を経た現在の政策との整合がとれていない。
- 低炭素化社会構築のためには、電気事業者も自ら新エネルギー発電設備を設置する必要があり、電気事業 の用に供した場合のみ税制措置の対象外とするのは不適切。
- 天然ガスは、化石燃料の中で最もCO₂排出量が少なく、世界的に比較的広く分散して存賦し、シェールガスなどの新規供給源も立ち上がってきていることを踏まえると、今後、低炭素社会の早期実現に向けて重要なエネルギー源です。そのため、本年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、産業部門における天然ガスへの燃料転換や、天然ガスコージェネレーションの利用など天然ガスシフトを推進すべきと明記されたところです。このため、現在、エネルギー需給構造改革投資促進税制の対象となっている熱併給型動力発生装置、ガス冷房装置、エネルギー使用合理化設備のうち都市ガス関連設備の維持を要望します。

③天然ガス自動車に対する軽減措置適用期限の延長

【理由】

• 次世代自動車である天然ガス自動車は、排出ガス性能に優れた自動車であり、その普及拡大は大気汚染問題や地球温暖化問題の解決に貢献する。本特例措置は、現状、天然ガス自動車の普及台数が少なく、採算性等の問題から設置が進んでいない天然ガス自動車用充てん設備の普及を支援するため、期限の延長をお願いしたい。

④公害防止用設備の特別償却制度の延長

【理由】

• 非鉄金属業界は、資源の安定供給を図るべく生産力を増強してきたが、同時に、巨額の投資を行って、生 産過程において生じ得る公害を防止する努力を続けている。

また、公害防止や環境保全に対する法的・社会的要請を背景に環境基準の強化が図られる中、公害防止設備のための投資は近年一段とその必要性を増している。

しかしながら、非鉄金属価格は国際相場によって価格が決定される構造となっていることから、これらのコストを製品価格に反映させることができず、大きな負担となっている。ついては、公害防止に係る設備投資の早期回収を図り、更に一層の公害防止投資を促進させるために本制度は必須であり、是非延長、また縮減された設備については復活していただきたい。

• 公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長が必要です。 微量 PCB については、昨年の廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則の改正により、無害化処理特例の対象に加えられており、焼却処理は本年、無害化処理認定制度を活用し、処理が開始となりますが、いまだ実証試験の段階にあります。また、洗浄処理は検証の必要性が認められている段階であり、具体化されておりません。

このような状況で、税制措置を廃止することは、PCB 廃棄物処理の円滑化の妨げとなるおそれがあります。

- 公害防止に対する社会的要請は、近年の地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなってきており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。
- 公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望する。

⑤鉄鋼製造に関する石油石炭税の免税措置

【理由】

• 鉄鋼の製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼製造用の原料炭に課税する例はない。厳しい国際競争に晒されているわが国鉄鋼企業にとって、所得課税・資産課税での極めて不利な現況に加え、さらに鉄鋼製造用の石炭に課税となれば、日本鉄鋼業界のみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの製造業の国際競争力や雇用にも大きな影響を与え、加えて炭素リーケージにより地球全体では排出増となり、地球規模での温暖化防止にも逆行することになることから、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。また、コークスの製造に使用する石炭についても、他の原料による代替が困難な上諸外国でもコークス製造用の原料炭に課税する例はない。仮に、コークス製造用原料炭が課税されれば、コークス製造業者は、最大ユーザーである国内鉄鋼会社に課税による経費上昇分を転嫁せざるを得ず、これにより鉄鋼製造用の石炭に課税するのと同じことになる。従って、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

Ⅱ 自動車・船舶税制

(1) 自動車関係諸税の軽減・簡素化・優遇措置の延長

【理由】

- 道路特定財源の一般財源化により、自動車取得税・自動車重量税は「道路整備」との課税根拠を喪失 しており、旧暫定税率に留まらず税目そのものの廃止が必要。自動車取得税は消費税と二重課税、自動車重量税は保有課税として自動車税と重複課税されており、簡素化に反する。車体課税の負担は欧米諸国の2.6~45倍と極めて重い。
- 税制のグリーン化の一環として、低炭素車への買い替えを促進するために、課税基準へのCO₂ 排出量の組み込みを検討することは必要。但し、国際的に見て車体課税の負担は極めて重く減税型が必要。また、自動車重量税は課税根拠を喪失し廃止されるべき税目であり、対象は自動車税・軽自動車税とすべき
- ▽自動車関係諸税の課税基準へのCO₂排出量の組み込みに際しては減税型で進めるべき
- ▽自動車重量税の存続を前提とした環境自動車税(昨年総務省が提案)には断固反対
- ▽検討に当たっては以下の点に留意すべき
- 自動車関係諸税の簡素化に資する制度とすること
- 軽自動車・営業用・貨物自動車の負担が国際的な水準であり、これらを基準とすること
- 現行の課税基準の主旨についても考慮すること
- 制度変更による自動車ユーザーの混乱を避けるため、十分な検討周知を行うこと
- 自動車取得税・自動車重量税において時限的に措置されている「エコカー減税」の23年度末までの確実な 継続21年4月から措置された本制度は、環境対応車の普及促進に大きく寄与しており、自動車取得税・自動 車重量税の廃止が24年度に先送りされる場合は、法定どおり23年度まで継続

(2) 船舶税制(トン数標準税制)

- ①トン数標準税制の対象を外国籍船に拡大
 - 諸外国との競争条件のイコールフッティング。税のコンバージェンス。トン数税制のメリットを船籍に関係なく享受する外国企業と競争していくためには日本においても同等の税制が必要不可欠である。海洋国家と言える国でトン数税制適用対象を自国籍船に限定している国はない。また、船籍区分の処理が煩雑で事務負担も大きい。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 「更正の請求」の期限延長

【理由】

- 更正の請求をすることができる期間を5年以内(現行1年以内)とすること。(国税通則法23条1項)また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内(現行2ヶ月以内)とすること。(国税通則法23条2項)納税者の権利確保の観点から、当局側で税務執行上著しく不合理であると認められない限りは、期間延長を拡大することが妥当である。
- 「更正の請求」期間延長

現在1年間となっている「更正の請求」を、税額の更正可能期間である5年間に延長すること

(2) 年末調整の見直し

【理由】

- 現在、年末調整については会社側の作業が短期間かつ膨大であり、多大な事務負担となっている。本来、 日本の税制は確定申告を原則としていることからも、年末調整を廃止し、個人の確定申告とすることで、会 社事務負担の軽減のみならず、個人の税意識の向上にも資するため、年末調整の廃止を要望する。
- 扶養控除等申告書には、個人的情報が記載する事になっており、プライバシー保護の観点から問題となっているが、現行の年末調整方式は、給与所得者の税に対する認識の低下の一因となっているので、年末調整と確定申告とを選択できるようにすべきである。なお、源泉徴収表に給与所得控除額を記載することにより住民税と同様に納税者が、税の計算過程を確認することができるようにすべきである。

(3) 電子申告・電子帳簿保存

①代表者、経理責任者の電子署名による自著押印の見直し

【理由】

• 電子申告にあたっては、代表者・経理責任者の電子署名による証明が必要となる。 だが、電子署名の取得は通常1~2週間を要し、代表者等の交替時には申告期限に間に合わず紙申告となるケースが発生している。

上記を踏まえ、旧代表者等の電子署名を一定期間有効とする等の措置が必要と考える。

- ②電子申告クライアントソフトの機能向上
- ③電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

【理由】

- 現行法制では、電子帳簿保存の適用範囲・要件が厳格すぎるため、適用できる企業は極めて少ない。電子 帳簿保存を適用しやすくなるよう、企業の行動実態に則して、適用範囲の拡大・要件緩和を要望する。 (例えば下記のような事項)
- 適用対象の契約書 領収書等の金額上限(現行3万円)の撤廃もしくは引き上げ
- 文字の認識に関する要件(現行4pt)の緩和

(4) 宥恕規定の拡充

【理由】

• 各種税目の特例の申請書の提出について、宥恕規定のない特例については新設するとともに、その適用についても柔軟性を持たせるよう要望します。申請書の提出について、一義的には期限は守るべきであるが、

期限後の提出も柔軟に認めることにより、国家と納税者の信頼関係の向上につながります。

(5) 税務調査の効率化・透明化の向上

【理由】

• 納税者の権利保護と、調査の効率化と透明化を促進するため、税務調査において企業に提出を要求できる 書類は、原則帳簿書類等とその証憑書類に限定する形で明確化を図ること。調査対象項目については、書面 でのの遣り取りを原則とし、更正に至らなかった案件についても、当局の見解を開示する等、調査手続きの 透明化を図ること。